

令和8年度 第1回特定最低賃金専門部会（輸送）会議次第

令和8年10月9日
前橋地方合同庁舎
1階共用会議室

1 開 会

2 労働基準部長挨拶

3 部会委員及び事務局職員紹介

4 部会長及び部会長代理選出

5 議 題

（1）特定最低賃金専門部会運営規程について

（2）特定最低賃金専門部会の運営について

（3）特定最低賃金改正決定の諮問について

（4）最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について

（5）審議日程について

（6）特定最低賃金額の審議について

（7）その他

6 閉 会

令和8年度 第1回群馬県特定最低賃金専門部会

資料目次

ページ

1	群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿	1
2	群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金（4業種）専門部会委員名簿	2
3	群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会事務局名簿	6
4	群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程	7
5	特定最低賃金（4業種）の改正決定について（諮問）	9
6	特定最低賃金の仕組み	13
7	特定最低賃金に係る申出一覧表	14
8	特定最低賃金（4業種）改正に係る申出書	15
9	最低賃金審議会令（第6条第5項、第7項抜粋）	22
10	群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程	24
11	令和8年度特定最低賃金専門部会・審議会日程表（案）	25
12	令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定最低賃金の場合）	26
13	令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果 特定最低賃金 群馬労働局賃金室	27
14	最低賃金決定状況年別一覧表	66
15	特定最低賃金北関東三県比較表	67
16	群馬の賃金 群馬労働局賃金室	68
17	令和7年度特定最低賃金改正状況 群馬労働局賃金室	79
18	令和8年度地域別最低賃金時間額状況 群馬労働局賃金室	83
19	労働市場速報（令和8年8月分） 令和8年10月2日 群馬労働局	84
20	毎月勤労統計調査地方調査結果速報 群馬県結果 令和8年7月分 令和8年9月28日 群馬県総務部統計課	96
21	最近の県内経済情勢 令和8年8月5日 財務省関東財務局前橋財務事務所	108
22	法人企業景気予測調査（令和8年7月～9月期調査） 令和8年9月11日 財務省関東財務局前橋財務事務所	114
23	群馬県鉱工業指数（令和8年7月分） 令和8年9月29日 群馬県総務部統計課	122
24	消費動向調査（令和8年8月実施調査結果） 令和8年9月1日 内閣府経済社会総合研究所	130
25	第221回群馬県内企業経営動向調査 2026年8月1日 一般財団法人群馬経済研究所	140
26	第205回企業経営動向調査 令和8年7月21日 東和銀行経済研究所	146

（ホームページ掲載用にはページ番号の記入などを行っています）

群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	現 職
公 益 委 員	小渕紀久男	株式会社上毛新聞社 取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	鈴木 正人	群馬県社会保険労務士会 専務理事
	西川 静華	高崎経済大学 准教授
	西村 淑子	群馬大学 教授
	濱田みどり	弁護士
	米本 清	高崎経済大学 教授
労働者委員	勝又 雄司	S U B A R U関連労働組合連合会 中央執行委員
	金井 隆広	澤藤電機労働組合 執行委員長
	小金澤和弘	沖電気工業労働組合北関東支部 執行委員長 兼 中央執行委員
	越澤 恭行	電機連合群馬地方協議会 事務局長
	小宮山 太	王子製鉄労働組合 副執行委員長
	田中 剛	日本精工労働組合高崎支部 支部長
	中島 環	日清紡労働組合館林支部 支部長
	原 竜二	大同特殊鋼労働組合関東支部 委員長
	星野 瞬	山田製作所労働組合 執行委員長
	村杉 真宏	J A M北関東群馬県連絡会 副事務局長
	村山 洋光	日本労働組合総連合会群馬県連合会 副事務局長
	山村 康郎	J A M北関東群馬県連絡会 会長
使用者委員	五十嵐亮二	一般社団法人群馬県経営者協会 専務理事
	宇井 正典	アサヒライズ株式会社 代表取締役社長
	岡田 貴幸	澤藤電機株式会社 人財開発部 部長
	金井 浩	三山鋼機株式会社 代表取締役社長
	島倉 一晃	小倉クラッチ株式会社 経営企画室 室長
	松崎 友康	富士部品工業株式会社 代表取締役社長
	横山 淳	矢島工業株式会社 代表取締役社長
	渡邊 公雄	理研鍛造株式会社 常務取締役
	渡部 嘉祥	八木工業株式会社 常務取締役

群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	鈴木 正人	群馬県社会保険労務士会 専務理事
	濱田みどり	弁護士
	米本 清	高崎経済大学 教授
労 働 者 代 表	小宮山 太	王子製鉄労働組合 副執行委員長
	原 竜二	大同特殊鋼労働組合関東支部 委員長
	村山 洋光	日本労働組合総連合会群馬県連合会 副事務局長
使 用 者 代 表	五十嵐亮二	(一社) 群馬県経営者協会 専務理事
	渡邊 公雄	理研鍛造 (株) 常務取締役
	渡部 嘉祥	八木工業 (株) 常務取締役

群馬地方最低賃金審議会群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、
 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同
 部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専
 門部会委員名簿

(五十音順)

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	鈴木 正人	群馬県社会保険労務士会 専務理事
	濱田みどり	弁護士
	米本 清	高崎経済大学 教授
労 働 者 代 表	金井 隆広	澤藤電機労働組合 執行委員長
	田中 剛	日本精工労働組合高崎支部 支部長
	山村 康郎	JAM北関東群馬県連絡会 会長
使 用 者 代 表	五十嵐亮二	(一社)群馬県経営者協会 専務理事
	金井 浩	三山鋼機(株) 代表取締役社長
	島倉 一晃	小倉クラッチ(株) 経営企画室 室長

群馬地方最低賃金審議会群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏 名	現 職
公益代表	小淵紀久男	(株) 上毛新聞社 取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	西川 静華	高崎経済大学 准教授
	西村 淑子	群馬大学 教授
労働者代表	小金澤和弘	沖電気工業労働組合北関東支部 執行委員長 兼 中央執行委員
	越澤 恭行	電機連合群馬地方協議会 事務局長
	村杉 真宏	JAM北関東群馬県連絡会 副事務局長
使用者代表	五十嵐亮二	(一社) 群馬県経営者協会 専務理事
	宇井 正典	アサヒライズ(株) 代表取締役社長
	岡田 貴幸	澤藤電機(株) 人財開発部 部長

群馬地方最低賃金審議会群馬県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏 名	現 職
公益代表	小渕紀久男	(株) 上毛新聞社 取締役 総務・経理・労務・経営企画担当
	西川 静華	高崎経済大学 准教授
	西村 淑子	群馬大学 教授
労働者代表	勝又 雄司	S U B A R U 関連労働組合連合会 中央執行委員
	中島 環	日清紡労働組合館林支部 支部長
	星野 瞬	山田製作所労働組合 執行委員長
使用者代表	五十嵐亮二	(一社) 群馬県経営者協会 専務理事
	松崎 友康	富士部品工業 (株) 代表取締役社長
	横山 淳	矢島工業 (株) 代表取締役社長

群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会
事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号
TEL 027-896-4737

職 名	氏 名
労働局長	うえ の やす ひろ 上 野 康 博
労働基準部長	こ じま さと し 小 島 悟 司
賃金室長	たけ うち よし ゆき 竹 内 義 之
賃金指導官	ね ぎし たよし ひさ 根 岸 義 久
労働基準監督官	くり はら こう すけ 栗 原 宏 介

群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構 成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の専門部会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止するものとする。

(雑 則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年10月5日から施行する。



群労発基 0806 第 2 号
令和 8 年 8 月 6 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 米本 清 殿

群 馬 労 働 局 長
上野 康博



群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



群労発基 0806 第 3 号
令和 8 年 8 月 6 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 米本 清 殿

群 馬 労 働 局 長
上野 康博



群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



群労発基 0806 第 4 号
令和 8 年 8 月 6 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 米本 清 殿

群 馬 労 働 局 長
上野 康博



群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



群労発基 0806 第 5 号
令和 8 年 8 月 6 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 米本 清 殿

群 馬 労 働 局 長
上野 康博



群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定
について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

特定最低賃金の仕組み

- 1 特定最低賃金は、特定の産業（事業又は職業）について、関係労使が、基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されている。

- 2 決定の仕組み

関係労使の申出を要件として、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の意見を聴いて決定。

※ 地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対して、産業別最低賃金は労使のイニシアティブにより決定される。

※ 「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」（最低賃金法第15条第1項）「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。」（同条第2項）

※ 申出の種類

「労働協約ケース」←「労働条件の向上」

「公正競争ケース」←「事業の公正競争の確保」

（中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告（平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承）

- 3 適用

- （1）1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合には、最低賃金の高いものが適用される。
- （2）「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」等について、都道府県労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他を考慮して減額した額により最低賃金の効力についての規定を適用する。（最低賃金減額特例許可制度）

- 4 罰則

特定最低賃金について、平成20年7月1日施行の最低賃金改正法の施行により、罰則（罰金額の上限50万円）の適用はなくなった。（民事効）

但し、その不払いについては、賃金の全額払違反（労働基準法第24条違反）となることから、これに係る罰則（罰金額の上限30万円）が適用される。

- 5 基本的な考え方

- （1）平成20年7月1日最低賃金法改正

- （2）中央最低賃金審議会

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告

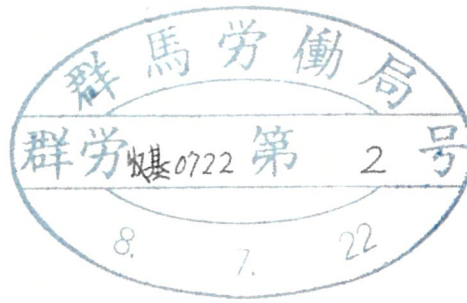
（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

〔「最低賃金決定要覧（令和8年度版）」P230～P233〕

特定最低賃金に係る申出一覧表 (令和8年7月22日申出)

件名・適用産業の範囲	適用 使用者数	A：適用 労働者数	B：申出 労働者数	B／A	申 出 者
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 [E220+E222+E225 (E2251、E2252 を除く。) +L7282]	11	1,641	1,036	63.1%	・ 日本基幹産業労働組合連合会 群馬県本部
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、 その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 [E250+E252+E253+E259+E260+E2621 の一部 +E2635 の一部+E2645+E2652+E266+E269 (E2699 を除く。) +E2693 の一部+E270+E271+ E272+L7282]	808	16,802	5,556	33.1%	・ JAM北関東群馬県連絡会 (JAM群馬) ・ 全日本自動車産業労働組合総連合会 群馬地方協議会
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28+E29 (E2941、E295、E2973 (一部除く。)、 E299 を除く。) +E30+L7282]	602	20,994	11,091	52.8%	・ 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 群馬地方協議会 ・ JAM北関東群馬県連絡会 (JAM群馬)
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260+E2621 の一部+E31+L7282]	748	43,052	25,136	58.4%	・ 全日本自動車産業労働組合総連合会 群馬地方協議会 ・ JAM北関東群馬県連絡会 (JAM群馬)

※ 適用産業は、日本標準産業分類（令和6年4月改定）による表記。適用使用者・適用労働者数は、令和8年7月現在把握のもの。



2026年7月22日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬
日本

00

合

県本部

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業（銑鉄铸件製造業（銑鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）及び可鍛鑄鉄製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,641名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

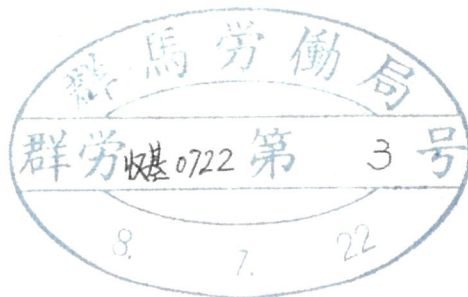
1,036名

5. 添付書類

- ①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、④特定最低賃金金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

以上

2026年7月22日



群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県前
JAM北
会
群馬県
全日本
61-2
1110

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。群馬県において、金属加工機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・

同部属品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編み機械製造業（同附属品製造業を含む）または真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業を営む使用者に使用される労働者

16,802 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

5,556 名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

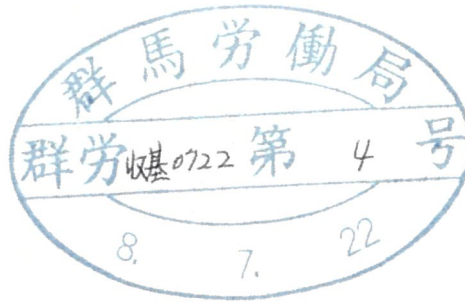
5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上



2026年7月22日



群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県前橋市野中町361-2
全日本電機・電子・情報関連産業労
群馬地方協

議長

群馬県前橋市野中町36
JAM北関東群馬県連絡
会長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は

情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者

20,994名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

11,091名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

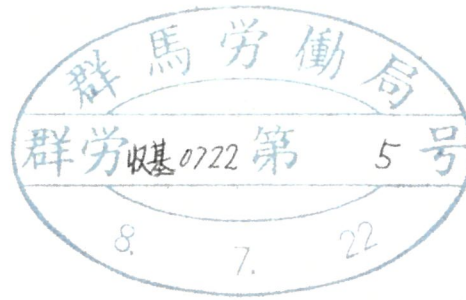
5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上



2025年7月22日



群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県 1110

全日本 組

馬

群馬県前橋

JAM北

会

6

絡

(群馬)

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるも

のに限る。)を営む使用者に使用される労働者。

43,052 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

25,136 名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以 上

最低賃金審議会令（抜粋）

第三条（委員の推薦）

第1項 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

第2項 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

第六条（最低賃金専門部会）

第1項 最低賃金法第二十五条第一項又は第二項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員及び臨時委員（地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員）の数は、九人以内とする。

第2項 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

第3項 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

第4項 第三条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第一項中「関係

労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第二項中「推薦」とあるのは「推薦（都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

第5項 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

第6項 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第二項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

第7項 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(案)	
地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金	
7月4日（火） 16:00～ 1階共用会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・452回本審(地域諮問)	6月28日（金） 13:30～ 7階大会議室 (予備 8階相談室、9階会議室)	・458回本審(地域諮問)	7月14日（月） 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・464回本審(地域諮問)	7月1日（水） 16:00～ 1階共用会議室	・470回本審(地域諮問)
	・①全員協議会 (運営内容協議、日程)		・①全員協議会 (運営内容協議、日程)		・①全員協議会 (運営内容協議、日程)		・①全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月27日（木） 16:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)		7月26日（金） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)		7月31日（木） 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)		7月28日（火） 10:00～ 1階共用会議室	
	・①地域部会(中間報告)		・①地域部会(中間報告)		・①地域部会(中間報告)		・①地域部会(中間報告)
8月2日（水） 15:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・453回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)	8月2日（金） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・459回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)	8月4日（月） 14:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・465回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)	7月29日（水） 9:30～ 1階共用会議室	・471回本審(目安伝達) (特定必要性諮問)
	・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)		・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)		・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)		・②全員協議会 (特定最賃必要性審議)
	・②地域部会(基礎調査説明)		・②地域部会(基礎調査説明)		・②地域部会(基礎調査説明)		・②地域部会(基礎調査説明)
8月9日（水） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議)	8月8日（木） 9:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議)	8月18日（月） 13:30～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・③地域部会(最低賃金額審議)	8月6日（木） 14:00～ 1階共用会議室	・③地域部会(最低賃金額審議)
							・472回本審(地域答申)
	・454回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)		・460回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)				(特定必要性答申・改正諮問)
				8月26日（火） 8:30～ 7階大会議室	・④地域部会(最低賃金額審議)		
					・466回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)		
8月25日（金） 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・455回本審(地域諮問)	8月26日（月） 10:00～ 1階共用会議室 (予備 7階大会議室、8階相談室)	・461回本審(地域諮問)	9月11日（木） 10:00～ 7階大会議室	・467回本審(地域諮問)	8月24日（月） 16:00～ 1階共用会議室	・473回本審(地域諮問)
	(地域異議申出諮問・答申)		(地域異議申出諮問・答申)		(地域異議申出諮問・答申)		(地域異議申出諮問・答申)
特 定 最 低 賃 金		特 定 最 低 賃 金		特 定 最 低 賃 金		特 定 最 低 賃 金	
月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会	月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会	月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会	月 日（ ） 開催せず	・特定合同部会
10月4日（水）	・特定部会①(電気) 9:30～1階共用会議室	10月9日（水）	・特定部会①(鉄鋼) 9:30～7階大会議室	10月8日（水）	・特定部会①(鉄鋼) 9:30～7階大会議室	10月7日（水）	・特定部会①(鉄鋼) 13:30～7階大会議室
10月4日（水）	・特定部会①(輸送) 10:45～1階共用会議室	10月9日（水）	・特定部会①(機械) 10:45～7階大会議室	10月8日（水）	・特定部会①(機械) 10:45～7階大会議室	10月7日（水）	・特定部会①(機械) 15:00～7階大会議室
10月5日（木）	・特定部会①(鉄鋼) 9:30～1階共用会議室	10月11日（金）	・特定部会①(電気) 9:30～7階大会議室	10月10日（金）	・特定部会①(電気) 13:30～7階大会議室	10月9日（金）	・特定部会①(電気) 13:30～1階共用会議室
10月5日（木）	・特定部会①(機械) 10:45～1階共用会議室	10月11日（金）	・特定部会①(輸送) 10:45～7階大会議室	10月10日（金）	・特定部会①(輸送) 14:45～7階大会議室	10月9日（金）	・特定部会①(輸送) 15:00～1階共用会議室
10月20日（金）	・特定部会②(電気) 13:30～7階大会議室	10月24日（木）	・特定部会②(鉄鋼) 16:00～7階大会議室	10月28日（火）	・特定部会②(電気) 10:00～7階大会議室	10月27日（火）	・特定部会②(輸送) 10:00～7階大会議室
10月24日（火）	・特定部会②(鉄鋼) 9:30～1階共用会議室	10月25日（金）	・特定部会②(機械) 9:30～7階大会議室	10月29日（水）	・特定部会②(鉄鋼) 13:30～7階大会議室	10月28日（水）	・特定部会②(鉄鋼) 13:15～1階共用会議室
10月24日（火）	・特定部会②(機械) 10:45～1階共用会議室	10月25日（金）	・特定部会②(電気) 10:45～7階大会議室	10月29日（水）	・特定部会②(機械) 14:45～7階大会議室	10月28日（水）	・特定部会②(機械) 14:45～1階共用会議室
10月30日（月）	・特定部会②(輸送) 9:30～1階共用会議室	10月30日（水）	・特定部会②(輸送) 13:30～7階大会議室	10月31日（金）	・特定部会②(輸送) 13:30～1階共用会議室	10月28日（水）	・特定部会②(電気) 16:15～1階共用会議室
10月30日（月）	・456回本審(特定報告) 10:45～1階共用会議室	10月30日（水）	・462回本審(特定報告) 14:45～7階大会議室	10月31日（金）	・468回本審(特定報告) 14:45～1階共用会議室	10月29日（木）	・474回本審(特定報告) 14:00～1階共用会議室
11月15日（水）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日（金）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月18日（火）	・本審(異議申出なく開催なし)	11月19日（木）	・本審(異議申出)
3月6日（水）	・457回本審(特定意向表明)	3月4日（火）	・463回本審(特定意向表明)	3月5日（木）	・469回本審(特定意向表明)	月 日（ ）	・回本審(特定意向表明)
	10:00～1階共用会議室		14:00～7階大会議室		14:30～7階大会議室		

令和 8 年度特定最低賃金専門部会・審議会日程表（案）

専 門 部 会 \ 回 数	第 1 回	第 2 回
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素 形材製造業 (鉄鋼)	10 月 7 日 (水) 13 時 30 分から 群馬労働局 7 階大会議室 (前橋地方合同庁舎)	10 月 28 日 (水) 13 時 15 分から 前橋地方合同庁舎 1 階共用 会議室
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般 産業用機械・装置、その他のは ん用機械・同部分品、金属加工 機械、その他の生産用機械・同 部分品、事務用機械器具、サー ビス用・娯楽用機械器具製造業 (機械)	10 月 7 日 (水) 15 時 00 分から 群馬労働局 7 階大会議室 (前橋地方合同庁舎)	10 月 28 日 (水) 14 時 45 分から 前橋地方合同庁舎 1 階共用 会議室
群馬県電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、情報通 信機械器具製造業 (電気)	10 月 9 日 (金) 13 時 30 分から 前橋地方合同庁舎 1 階共用会 議室	10 月 28 日 (水) 16 時 15 分から 前橋地方合同庁舎 1 階共用 会議室
群馬県輸送用機械器具製造業 (輸送)	10 月 9 日 (金) 15 時 00 分から 前橋地方合同庁舎 1 階共用会 議室	10 月 27 日 (火) 10 時 00 分から 群馬労働局 7 階大会議室 (前橋地方合同庁舎)

本 審 (474 回) 10 月 29 日 (木) 14 時 00 分から
前橋地方合同庁舎 1 階共用会議室

本審 (異議) (475 回) 11 月 19 日 (木) 10 時 00 分から
群馬労働局 7 階大会議室 (前橋地方合同庁舎)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)

令和8年度 最低賃金に関する基礎調査結果 目次

特定（産業別）最低賃金

○令和8年度最低賃金に関する基礎調査の概要・・・	1	○調査結果	
・集計事業所数		1. 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布	
・調査対象地域		（1）鉄鋼	8
・調査対象産業及び事業所規模		（2）機械	9
・調査及び集計方法		（3）電気	10
		（4）輸送	11
		2. 産業別の1時間当たりの賃金額の特性値の推移	12
		3. 全労働者・パート労働者別の1時間当たりの賃金額の特性値	13
		4. 産業別・規模別の未満率及び影響率	14
		5. 産業別の未満率と影響率の推移	
○最低賃金に関する基礎調査対象産業表	2	○最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(鉄鋼)	15
○賃金統計用語の解説について	3	○最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(機械)	16
○事例（1）鉄鋼	4	○最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(電気)	17
○事例（2）機械	5	○最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(輸送)	18
○事例（3）電気	6		
○事例（4）輸送	7		

令和 8 年度最低賃金に関する基礎調査の概要

- 集計事業所数 : 885 件（調査依頼事業所数 2,121 件）
- 調査対象地域 : 群馬県全域
- 調査対象産業及び事業所規模

調査は、日本標準産業分類のうち、下図の  網掛け部分の、

E : 製造業、 G : 情報通信業のうち新聞業、出版業 常用労働者数（1～9 人、10～29 人、30～99 人）

I : 卸売・小売業、 L : 学術研究、専門・技術サービス業、

M : 飲食店、宿泊業、 N : 生活関連サービス業、娯楽業

P : 医療、福祉、 R : サービス業（他に分類されないもの）

・ . . 常用労働者数（1～9 人、10～29 人）

である、産業・規模の民営事業所のみを対象としています。

全規模・全産業の事業所								
常用労働者数 100 人以上	E : 製造業	G : 情報通信業	I : 卸売・ 小売業	L : 学術研 究、 専門・技術サ ービス	M : 飲食 店、 宿泊業	N : 生活関連 サービス、娯 楽業	P : 医療、 福祉	R : サービス業 （他に分類され ないもの）
	100 人未満		新聞業 出版業					
			100 人 未満	30 人未満	30 人未満	30 人未満	30 人未満	30 人未満

- 調査及び集計方法 : 「令和 3 年経済センサスー活動調査」の結果に基づく「事業所母集団データベース（令和 5 年次フレーム確報）」による網掛けの事業所の労働者数を母集団労働者数としています。

各労働局では、厚生労働省から示された、網掛けの事業所を元にした縮小母集団リストから、無作為に機械処理により必要な数の事業所を抽出し、調査を行います。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を母集団労働者数に復元し、推計しています。 従って、調査結果の反映は、あくまで対象とした網掛けの産業・規模の母集団事業所の範囲に限るものです。

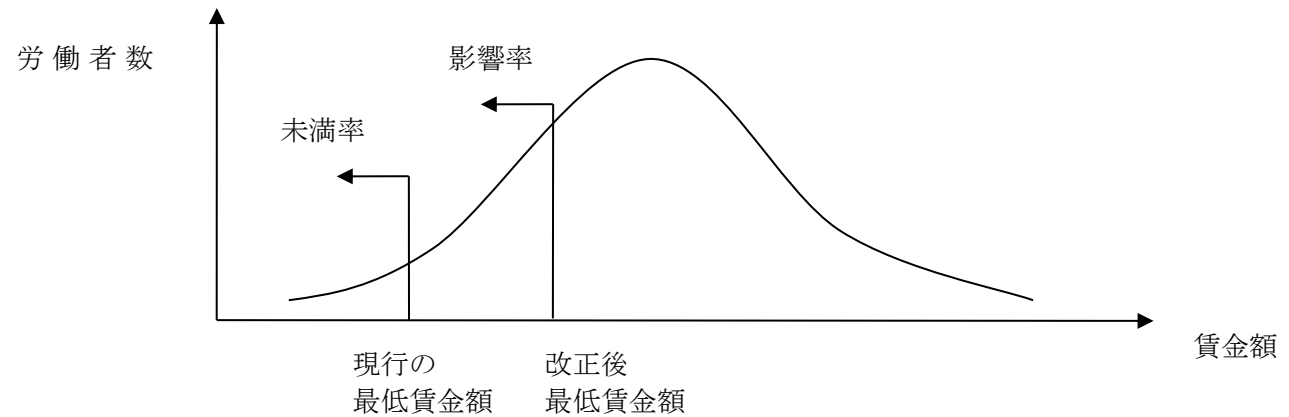
最低賃金に関する基礎調査対象産業表 (令和8年度)

群馬労働局

総計	大計	中計
調査対象産業計 (製造業、新聞業、出版業、娯楽業、卸売・小売業、医療・福祉、学術研究、サービス業(他に分類されないもの)、飲食店・宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉、学術研究、専門・技術サービス業(他に分類されないもの))	01	01 年齢・業務による適用除外者
	地域別最賃対象産業	02 製造業
		03 新聞業、出版業
		04 卸売業、小売業
		05 学術研究, 専門・技術サービス業
		06 飲食店、宿泊業
		07 生活関連サービス業, 娯楽業
		08 医療、福祉
		09 サービス業(他に分類されないもの)
	02	10 鉄鋼業
	産業別最賃対象産業	11 一般機械器具製造業
		12 電気機械器具製造業
		13 輸送用機械器具製造業

賃金統計用語の解説について

○未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している

○第1・4分位数

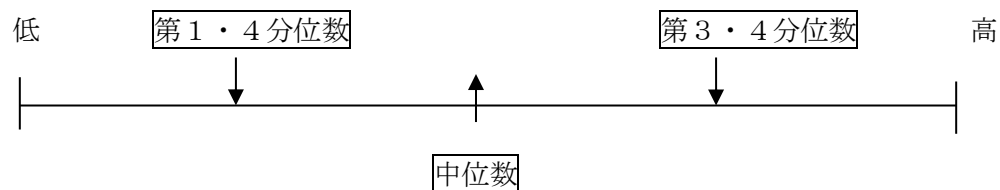
数値の集まり（分布）があるとき、数値を低いものから高いものへと並べ、低いほうから見て全体の4分の1にあたる数値

○中位数

上記同様に2分の1の順位（中央）に当たる数値

○第3・4分位数

4分の3の順位にあたる数値



○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》 事例：鉄鋼業

- 現行最低賃金 1,131 円
1,130 円までが最低賃金未満者となる。

基礎調査結果は、1,120 円以下

1,121～1,231 円まで、1 円きざみ

1,232～1,239 円まで、8 円きざみ

1,240～1,299 円まで、10 円きざみ

1,300～1,999 円まで 100 円きざみ

2,000 円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

○ 基礎調査結果

1,130～1,130 円の累積労働者数… 1 人（A）

合計労働者数… 207 人（B）

の場合

・ 計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・ 具体例： $1 \div 207 \times 100 = 0.5\%$

（小数点以下第 2 位を四捨五入）

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表（1） 中計）鉄鋼業

1 時間当たり所定内賃金額 （3 手当を除く） 円	累積労働者数 人
計	207
～ 1,120	1
}	
1,127 ～ 1,127	1
1,128 ～ 1,128	1
1,129 ～ 1,129	1
1,130 ～ 1,130	1
1,131 ～ 1,131	1
}	
1,800 ～ 1,899	143
1,900 ～ 1,999	166
2,000 ～	207

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

- 《算出方法》 事例：一般機械器具製造業
- 現行最低賃金 1,120 円
- 1,119 円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、1,109 円以下
- 1,110～1,220 円まで、1 円きざみ
- 1,221～1,229 円まで、9 円きざみ
- 1,230～1,299 円まで、10 円きざみ
- 1,300～1,999 円まで 100 円きざみ
- 2,000 円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果
- 1,119～1,119 円の累積労働者数… 639 人（A）
- 合計労働者数… 8,844 人（B）
- の場合
- ・ 計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$
- ・ 具体例： $639 \div 8,844 \times 100 = 7.2\%$
- (小数点以下第 2 位を四捨五入)

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表（1） 中計）一般機械器具製造業

1 時間当たり所定内賃金額 (3 手当を除く) 円	累積労働者数 人
計	8,844
～ 1,109	584
}	
1,116 ～ 1,116	633
1,117 ～ 1,117	633
1,118 ～ 1,118	639
1,119 ～ 1,119	639
1,120 ～ 1,120	671
}	
1,800 ～ 1,899	6,261
1,900 ～ 1,999	6,704
2,000 ～	8,844

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

- 《算出方法》 事例：電気機械器具製造業
- 現行最低賃金 1,120 円
- 1,119 円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、1,109 円以下
- 1,110～1,220 円まで、1 円きざみ
- 1,221～1,229 円まで、9 円きざみ
- 1,230～1,299 円まで、10 円きざみ
- 1,300～1,999 円まで 100 円きざみ
- 2,000 円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果
- 1,119～1,119 円の累積労働者数… 577 人（A）
- 合計労働者数… 5,926 人（B）
- の場合
- ・ 計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$
- ・ 具体例： $577 \div 5,926 \times 100 = 9.7\%$
- (小数点以下第 2 位を四捨五入)

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表（1） 中計）電気機械器具製造業

1 時間当たり所定内賃金額 (3 手当を除く) 円	累積労働者数 人
計	5,926
～ 1,109	531
}	
1,116 ～ 1,116	573
1,117 ～ 1,117	577
1,118 ～ 1,118	577
1,119 ～ 1,119	577
1,120 ～ 1,120	659
}	
1,800 ～ 1,899	4,693
1,900 ～ 1,999	4,964
2,000 ～	5,926

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》 事例：輸送用機械器具製造業

- 現行最低賃金 1,120 円
1,119 円までが最低賃金未満者となる。

基礎調査結果は、1,109 円以下

1,110～1,220 円まで、1 円きざみ

1,221～1,229 円まで、9 円きざみ

1,230～1,299 円まで、10 円きざみ

1,300～1,999 円まで 100 円きざみ

2,000 円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果

1,119～1,119 円の累積労働者数… 948 人（A）

合計労働者数… 8,350 人（B）

の場合

・ 計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・ 具体例： $948 \div 8,350 \times 100 = 11.4\%$

（小数点以下第 2 位を四捨五入）

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表（1） 中計）輸送用機械器具製造業

1 時間当たり所定内賃金額 （3 手当を除く） 円	累積労働者数 人
計	8,350
～ 1,109	895
}	
1,116 ～ 1,116	939
1,117 ～ 1,117	944
1,118 ～ 1,118	944
1,119 ～ 1,119	948
1,120 ～ 1,120	1,208
}	
1,800 ～ 1,899	6,752
1,900 ～ 1,999	7,128
2,000 ～	8,350

1. (1) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【鉄鋼】

(現行: 1, 131円)						
1時間当たりの 所定内賃金(円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	207		206		1	
～ 1120	1	0.6	0	0.0	1	100.0
1121 ～ 1121	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1122 ～ 1122	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1123 ～ 1123	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1124 ～ 1124	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1125 ～ 1125	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1126 ～ 1126	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1127 ～ 1127	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1128 ～ 1128	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1129 ～ 1129	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1130 ～ 1130	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1131 ～ 1131	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1132 ～ 1132	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1133 ～ 1133	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1134 ～ 1134	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1135 ～ 1135	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1136 ～ 1136	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1137 ～ 1137	1	0.6	1	0.6	0	0.0
1138 ～ 1138	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1139 ～ 1139	1	0.6	1	0.6	0	0.0
1140 ～ 1140	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1141 ～ 1141	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1142 ～ 1142	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1143 ～ 1143	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1144 ～ 1144	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1145 ～ 1145	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1146 ～ 1146	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1147 ～ 1147	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1148 ～ 1148	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1149 ～ 1149	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1150 ～ 1150	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1151 ～ 1151	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1152 ～ 1152	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1153 ～ 1153	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1154 ～ 1154	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1155 ～ 1155	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1156 ～ 1156	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1157 ～ 1157	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1158 ～ 1158	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1159 ～ 1159	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1160 ～ 1160	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1161 ～ 1161	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1162 ～ 1162	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1163 ～ 1163	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1164 ～ 1164	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1165 ～ 1165	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1166 ～ 1166	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1167 ～ 1167	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1168 ～ 1168	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1169 ～ 1169	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1170 ～ 1170	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1171 ～ 1171	0	0.0	0	0.0	0	0.0

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(19.6%)」で、以下「1,600～
1,699円(12.7%)」、「1,400～1,499円(12.0%)」の順。

○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(19.7%)」で、以下「1,600～
1,699円(12.7%)」、「1,400～1,499円(12.1%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,120円以下(100.0%)」。

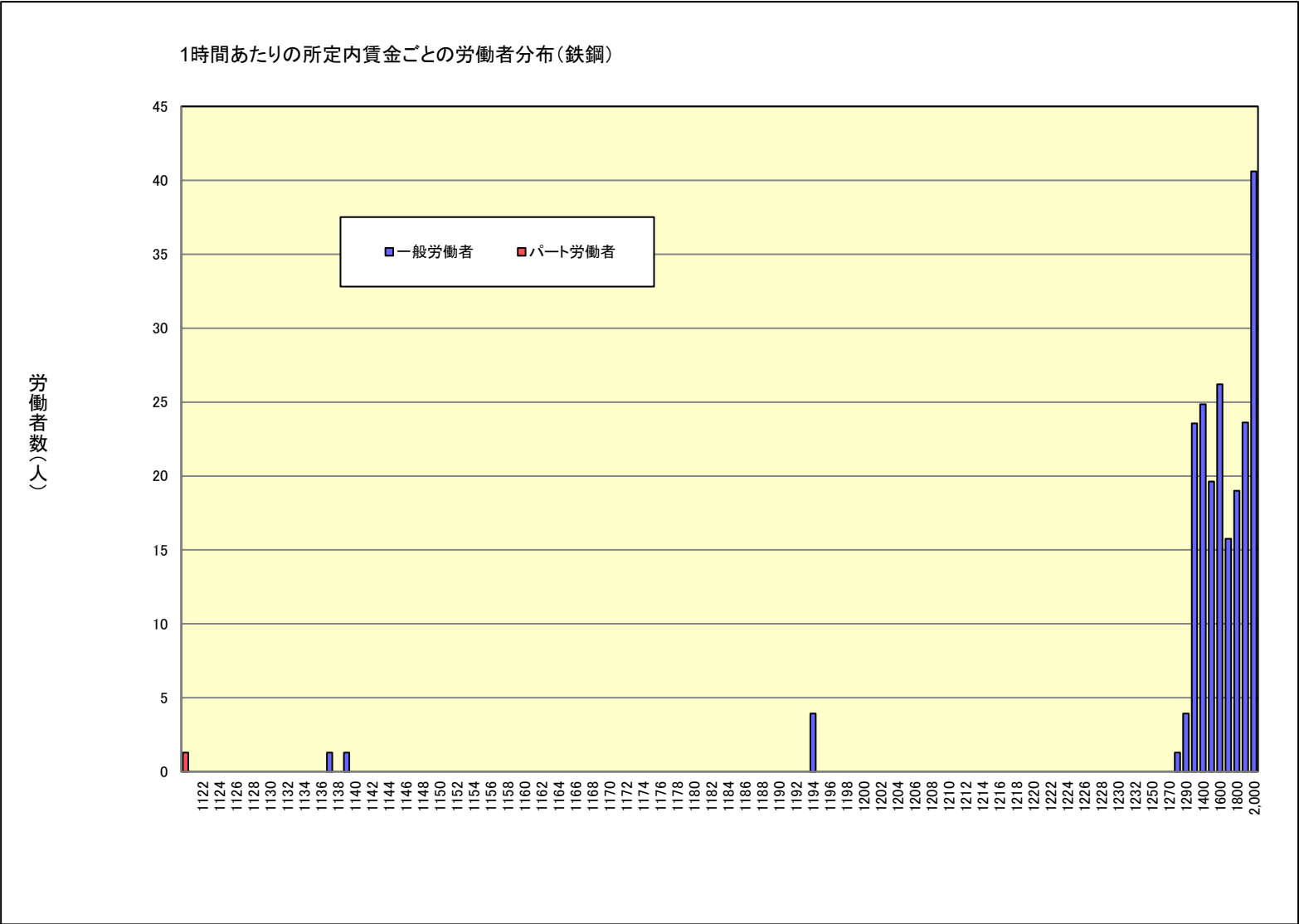
○特定最低賃金(鉄鋼)における、全労働者の未満率
労働者207人のうち、特定最低賃金未満の者は
1人で、未満率は0.5%。

○特定最低賃金(鉄鋼)における、一般労働者の未満率
労働者206人のうち、特定最低賃金未満の者は
0人で、未満率は0.0%。

○特定最低賃金(鉄鋼)における、パート労働者の未満率
労働者1人のうち、特定最低賃金未満の者は
1人で、未満率は100.0%。

1172 ~ 1172	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1173 ~ 1173	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1174 ~ 1174	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1175 ~ 1175	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1176 ~ 1176	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1177 ~ 1177	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1178 ~ 1178	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1179 ~ 1179	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1180 ~ 1180	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1181 ~ 1181	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1182 ~ 1182	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1183 ~ 1183	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1184 ~ 1184	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1185 ~ 1185	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1186 ~ 1186	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1187 ~ 1187	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1188 ~ 1188	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1189 ~ 1189	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1190 ~ 1190	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1191 ~ 1191	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1192 ~ 1192	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1193 ~ 1193	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1194 ~ 1194	4	1.9	4	1.9	0	0.0
1195 ~ 1195	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1196 ~ 1196	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1197 ~ 1197	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1198 ~ 1198	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1199 ~ 1199	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1200 ~ 1200	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1201 ~ 1201	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1202 ~ 1202	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1203 ~ 1203	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1204 ~ 1204	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1205 ~ 1205	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1206 ~ 1206	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1207 ~ 1207	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1208 ~ 1208	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1209 ~ 1209	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1210 ~ 1210	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1211 ~ 1211	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1212 ~ 1212	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1213 ~ 1213	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1214 ~ 1214	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1215 ~ 1215	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1216 ~ 1216	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1217 ~ 1217	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1218 ~ 1218	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1219 ~ 1219	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1220 ~ 1220	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1221 ~ 1221	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1222 ~ 1222	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1223 ~ 1223	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1224 ~ 1224	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1225 ~ 1225	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1226 ~ 1226	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1227 ~ 1227	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1228 ~ 1228	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1229 ~ 1229	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1230 ~ 1230	0	0.0	0	0.0	0	0.0

1231 ~ 1231	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1232 ~ 1239	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1240 ~ 1249	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1250 ~ 1259	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1260 ~ 1269	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1270 ~ 1279	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1280 ~ 1289	1	0.6	1	0.6	0	0.0
1290 ~ 1299	4	1.9	4	1.9	0	0.0
1300 ~ 1399	24	11.4	24	11.4	0	0.0
1400 ~ 1499	25	12.0	25	12.1	0	0.0
1500 ~ 1599	20	9.5	20	9.5	0	0.0
1600 ~ 1699	26	12.7	26	12.7	0	0.0
1700 ~ 1799	16	7.6	16	7.6	0	0.0
1800 ~ 1899	19	9.2	19	9.2	0	0.0
1900 ~ 1999	24	11.4	24	11.5	0	0.0
2,000 ~	41	19.6	41	19.7	0	0.0



1. (1) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【機械】

(現行: 1, 120円)						
1時間当たりの 所定内賃金(円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	8,844		8,026		818	
～ 1109	584	6.6	343	4.3	241	29.4
1110 ～ 1110	17	0.2	12	0.1	6	0.7
1111 ～ 1111	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1112 ～ 1112	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1113 ～ 1113	7	0.1	0	0.0	7	0.9
1114 ～ 1114	12	0.1	12	0.1	0	0.0
1115 ～ 1115	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1116 ～ 1116	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1117 ～ 1117	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1118 ～ 1118	6	0.1	0	0.0	6	0.7
1119 ～ 1119	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1120 ～ 1120	32	0.4	19	0.2	13	1.6
1121 ～ 1121	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1122 ～ 1122	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1123 ～ 1123	6	0.1	0	0.0	6	0.7
1124 ～ 1124	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1125 ～ 1125	17	0.2	12	0.1	6	0.7
1126 ～ 1126	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1127 ～ 1127	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1128 ～ 1128	17	0.2	17	0.2	0	0.0
1129 ～ 1129	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1130 ～ 1130	36	0.4	12	0.1	24	2.9
1131 ～ 1131	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1132 ～ 1132	6	0.1	0	0.0	6	0.7
1133 ～ 1133	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1134 ～ 1134	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1135 ～ 1135	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1136 ～ 1136	21	0.2	21	0.3	0	0.0
1137 ～ 1137	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1138 ～ 1138	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1139 ～ 1139	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1140 ～ 1140	7	0.1	0	0.0	7	0.8
1141 ～ 1141	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1142 ～ 1142	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1143 ～ 1143	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1144 ～ 1144	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1145 ～ 1145	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1146 ～ 1146	12	0.1	6	0.1	7	0.8
1147 ～ 1147	12	0.1	12	0.1	0	0.0
1148 ～ 1148	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1149 ～ 1149	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1150 ～ 1150	70	0.8	30	0.4	40	4.9
1151 ～ 1151	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1152 ～ 1152	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1153 ～ 1153	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1154 ～ 1154	64	0.7	64	0.8	0	0.0
1155 ～ 1155	14	0.2	14	0.2	0	0.0
1156 ～ 1156	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1157 ～ 1157	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1158 ～ 1158	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1159 ～ 1159	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1160 ～ 1160	0	0.0	0	0.0	0	0.0

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(24.2%)」で、以下「1,400～
1,499円(9.2%)」、「1,500～1,599円(8.9%)」の順。

○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(26.2%)」で、以下「1,400～
1,499円(9.9%)」、「1,500～1,599円(9.1%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,109円以下(29.4%)」で、以下「1,200～
1,200円(6.8%)」、「1,500～1,599円(6.8%)」の順。

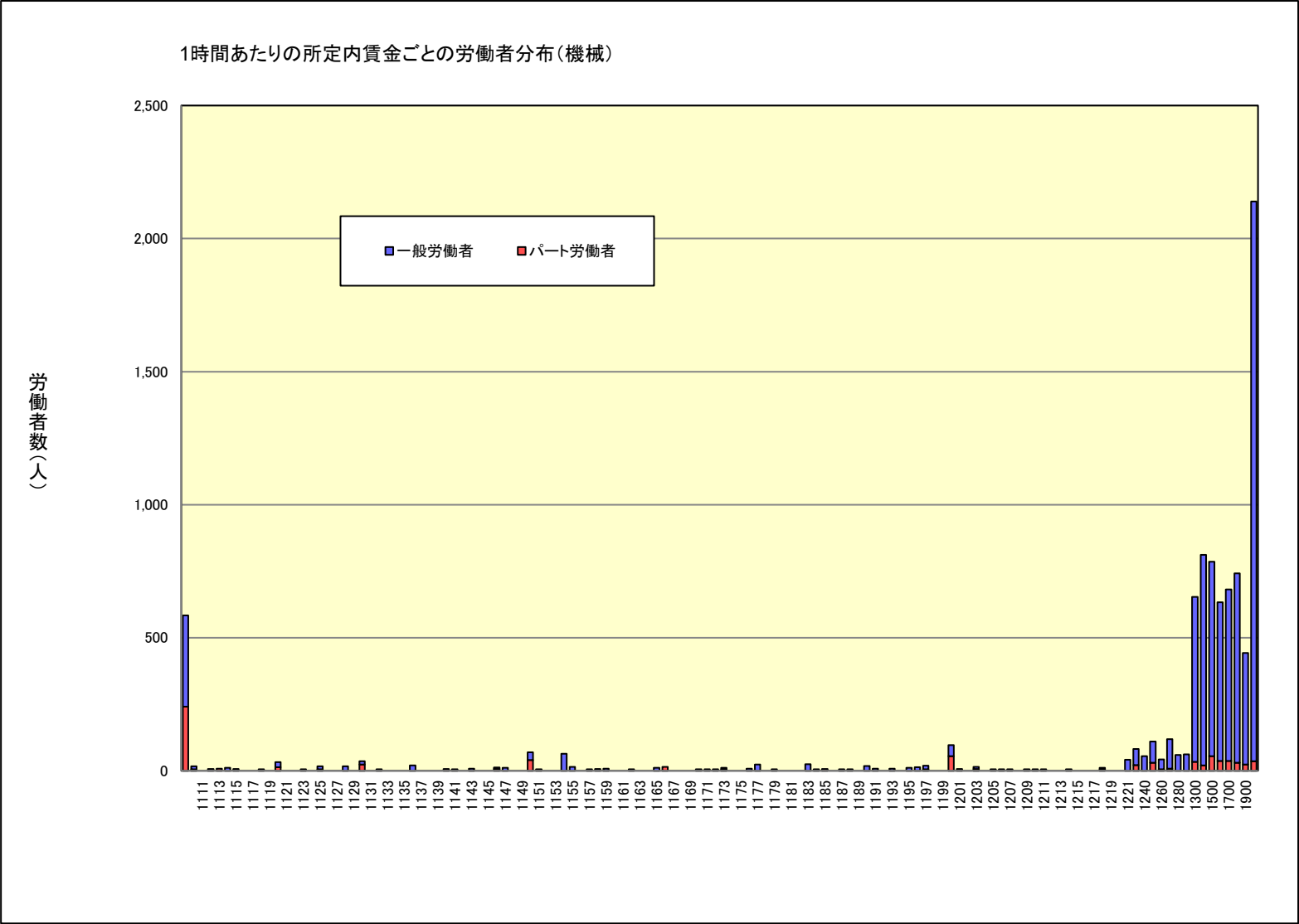
○特定最低賃金(機械)における、全労働者の未満率
労働者8,844人のうち、特定最低賃金未満の者は
639人で、未満率は7.2%。

○特定最低賃金(機械)における、一般労働者の未満率
労働者8,026人のうち、特定最低賃金未満の者は
379人で、未満率は4.7%。

○特定最低賃金(機械)における、パート労働者の未満率
労働者818人のうち、特定最低賃金未満の者は
260人で、未満率は31.8%。

1161 ~ 1161	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1162 ~ 1162	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1163 ~ 1163	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1164 ~ 1164	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1165 ~ 1165	12	0.1	12	0.1	0	0.0
1166 ~ 1166	15	0.2	0	0.0	15	1.8
1167 ~ 1167	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1168 ~ 1168	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1169 ~ 1169	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1170 ~ 1170	6	0.1	0	0.0	6	0.7
1171 ~ 1171	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1172 ~ 1172	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1173 ~ 1173	12	0.1	6	0.1	6	0.7
1174 ~ 1174	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1175 ~ 1175	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1176 ~ 1176	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1177 ~ 1177	23	0.3	23	0.3	0	0.0
1178 ~ 1178	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1179 ~ 1179	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1180 ~ 1180	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1181 ~ 1181	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1182 ~ 1182	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1183 ~ 1183	25	0.3	25	0.3	0	0.0
1184 ~ 1184	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1185 ~ 1185	7	0.1	0	0.0	7	0.8
1186 ~ 1186	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1187 ~ 1187	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1188 ~ 1188	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1189 ~ 1189	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1190 ~ 1190	18	0.2	18	0.2	0	0.0
1191 ~ 1191	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1192 ~ 1192	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1193 ~ 1193	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1194 ~ 1194	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1195 ~ 1195	12	0.1	12	0.1	0	0.0
1196 ~ 1196	13	0.1	13	0.2	0	0.0
1197 ~ 1197	19	0.2	13	0.2	6	0.7
1198 ~ 1198	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1199 ~ 1199	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1200 ~ 1200	97	1.1	41	0.5	55	6.8
1201 ~ 1201	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1202 ~ 1202	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1203 ~ 1203	14	0.2	7	0.1	7	0.8
1204 ~ 1204	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1205 ~ 1205	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1206 ~ 1206	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1207 ~ 1207	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1208 ~ 1208	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1209 ~ 1209	6	0.1	0	0.0	6	0.7
1210 ~ 1210	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1211 ~ 1211	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1212 ~ 1212	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1213 ~ 1213	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1214 ~ 1214	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1215 ~ 1215	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1216 ~ 1216	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1217 ~ 1217	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1218 ~ 1218	12	0.1	6	0.1	6	0.7
1219 ~ 1219	0	0.0	0	0.0	0	0.0

1220 ～ 1220	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1221 ～ 1229	41	0.5	41	0.5	0	0.0
1230 ～ 1239	82	0.9	60	0.8	21	2.6
1240 ～ 1249	55	0.6	55	0.7	0	0.0
1250 ～ 1259	110	1.2	79	1.0	31	3.8
1260 ～ 1269	42	0.5	36	0.5	6	0.7
1270 ～ 1279	119	1.3	112	1.4	7	0.9
1280 ～ 1289	60	0.7	60	0.7	0	0.0
1290 ～ 1299	61	0.7	61	0.8	0	0.0
1300 ～ 1399	653	7.4	619	7.7	34	4.1
1400 ～ 1499	812	9.2	792	9.9	20	2.4
1500 ～ 1599	785	8.9	730	9.1	55	6.8
1600 ～ 1699	633	7.2	596	7.4	37	4.5
1700 ～ 1799	681	7.7	644	8.0	37	4.5
1800 ～ 1899	742	8.4	711	8.9	31	3.7
1900 ～ 1999	443	5.0	420	5.2	23	2.8
2,000 ～	2,140	24.2	2,104	26.2	36	4.3



1. (1) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【電気】

(現行: 1, 120円)						
1時間当たりの 所定内賃金(円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	5,926		5,281		630	
～ 1109	531	9.0	295	5.6	236	37.5
1110 ～ 1110	26	0.4	22	0.4	4	0.7
1111 ～ 1111	11	0.2	11	0.2	0	0.0
1112 ～ 1112	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1113 ～ 1113	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1114 ～ 1114	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1115 ～ 1115	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1116 ～ 1116	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1117 ～ 1117	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1118 ～ 1118	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1119 ～ 1119	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1120 ～ 1120	82	1.4	64	1.2	18	2.9
1121 ～ 1121	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1122 ～ 1122	11	0.2	11	0.2	0	0.0
1123 ～ 1123	21	0.4	21	0.4	0	0.0
1124 ～ 1124	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1125 ～ 1125	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1126 ～ 1126	4	0.1	0	0.0	4	0.7
1127 ～ 1127	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1128 ～ 1128	8	0.1	8	0.2	0	0.0
1129 ～ 1129	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1130 ～ 1130	18	0.3	8	0.2	10	1.5
1131 ～ 1131	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1132 ～ 1132	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1133 ～ 1133	10	0.2	10	0.2	0	0.0
1134 ～ 1134	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1135 ～ 1135	8	0.1	0	0.0	8	1.3
1136 ～ 1136	20	0.3	20	0.4	0	0.0
1137 ～ 1137	8	0.1	8	0.2	0	0.0
1138 ～ 1138	5	0.1	0	0.0	5	0.8
1139 ～ 1139	10	0.2	10	0.2	0	0.0
1140 ～ 1140	18	0.3	0	0.0	8	1.3
1141 ～ 1141	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1142 ～ 1142	59	1.0	59	1.1	0	0.0
1143 ～ 1143	6	0.1	0	0.0	6	0.9
1144 ～ 1144	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1145 ～ 1145	23	0.4	12	0.2	10	1.6
1146 ～ 1146	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1147 ～ 1147	33	0.6	33	0.6	0	0.0
1148 ～ 1148	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1149 ～ 1149	12	0.2	12	0.2	0	0.0
1150 ～ 1150	59	1.0	27	0.5	32	5.1
1151 ～ 1151	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1152 ～ 1152	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1153 ～ 1153	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1154 ～ 1154	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1155 ～ 1155	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1156 ～ 1156	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1157 ～ 1157	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1158 ～ 1158	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1159 ～ 1159	5	0.1	5	0.1	0	0.0

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(16.2%)」で、以下「1,300～1,399円(12.6%)」、「1,400～1,499円(9.4%)」の順。

○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(18.1%)」で、以下「1,300～1,399円(11.5%)」、「1,400～1,499円(10.5%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,109円以下(37.5%)」で、以下「1,300～1,399円(22.7%)」、「1,150～1,150円(5.1%)」の順。

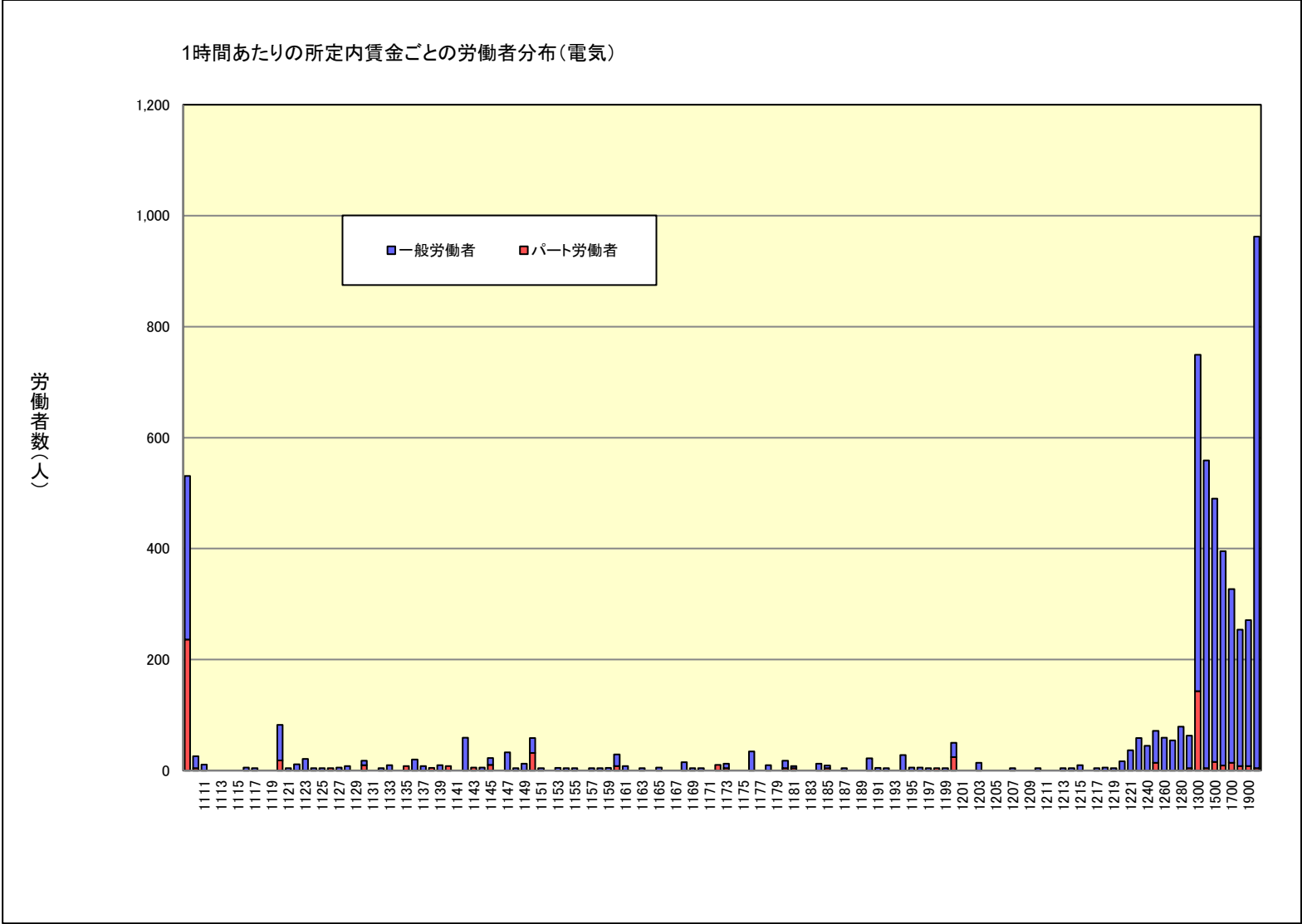
○特定最低賃金(電気)における、全労働者の未満率
労働者5,926人のうち、特定最低賃金未満の者は577人で、未満率は9.7%。

○特定最低賃金(電気)における、一般労働者の未満率
労働者5,296人のうち、特定最低賃金未満の者は336人で、未満率は6.3%。

○特定最低賃金(電気)における、パート労働者の未満率
労働者630人のうち、特定最低賃金未満の者は240人で、未満率は38.1%。

1160 ~ 1160	29	0.5	21	0.4	8	1.3
1161 ~ 1161	8	0.1	8	0.2	0	0.0
1162 ~ 1162	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1163 ~ 1163	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1164 ~ 1164	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1165 ~ 1165	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1166 ~ 1166	6	0.1	0	0.0	0	0.0
1167 ~ 1167	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1168 ~ 1168	15	0.3	15	0.3	0	0.0
1169 ~ 1169	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1170 ~ 1170	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1171 ~ 1171	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1172 ~ 1172	10	0.2	0	0.0	10	1.6
1173 ~ 1173	12	0.2	8	0.2	4	0.7
1174 ~ 1174	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1175 ~ 1175	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1176 ~ 1176	34	0.6	34	0.7	0	0.0
1177 ~ 1177	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1178 ~ 1178	10	0.2	10	0.2	0	0.0
1179 ~ 1179	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1180 ~ 1180	18	0.3	14	0.3	4	0.7
1181 ~ 1181	8	0.1	4	0.1	4	0.7
1182 ~ 1182	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1183 ~ 1183	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1184 ~ 1184	12	0.2	12	0.2	0	0.0
1185 ~ 1185	9	0.2	5	0.1	4	0.7
1186 ~ 1186	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1187 ~ 1187	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1188 ~ 1188	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1189 ~ 1189	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1190 ~ 1190	22	0.4	22	0.4	0	0.0
1191 ~ 1191	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1192 ~ 1192	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1193 ~ 1193	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1194 ~ 1194	28	0.5	28	0.5	0	0.0
1195 ~ 1195	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1196 ~ 1196	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1197 ~ 1197	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1198 ~ 1198	4	0.1	0	0.0	4	0.7
1199 ~ 1199	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1200 ~ 1200	50	0.8	25	0.5	24	3.9
1201 ~ 1201	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1202 ~ 1202	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1203 ~ 1203	14	0.2	14	0.3	0	0.0
1204 ~ 1204	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1205 ~ 1205	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1206 ~ 1206	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1207 ~ 1207	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1208 ~ 1208	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1209 ~ 1209	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1210 ~ 1210	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1211 ~ 1211	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1212 ~ 1212	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1213 ~ 1213	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1214 ~ 1214	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1215 ~ 1215	10	0.2	10	0.2	0	0.0
1216 ~ 1216	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1217 ~ 1217	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1218 ~ 1218	6	0.1	6	0.1	0	0.0

1219 ～ 1219	4	0.1	4	0.1	0	0.0
1220 ～ 1220	16	0.3	16	0.3	0	0.0
1221 ～ 1229	37	0.6	37	0.7	0	0.0
1230 ～ 1239	59	1.0	59	1.1	0	0.0
1240 ～ 1249	45	0.8	45	0.8	0	0.0
1250 ～ 1259	72	1.2	58	1.1	14	2.2
1260 ～ 1269	59	1.0	59	1.1	0	0.0
1270 ～ 1279	54	0.9	54	1.0	0	0.0
1280 ～ 1289	79	1.3	79	1.5	0	0.0
1290 ～ 1299	63	1.1	59	1.1	4	0.7
1300 ～ 1399	749	12.6	606	11.5	143	22.7
1400 ～ 1499	559	9.4	555	10.5	4	0.7
1500 ～ 1599	490	8.3	475	9.0	16	2.5
1600 ～ 1699	395	6.7	386	7.3	9	1.5
1700 ～ 1799	327	5.5	313	5.9	14	2.2
1800 ～ 1899	254	4.3	246	4.7	8	1.3
1900 ～ 1999	271	4.6	263	5.0	8	1.3
2,000 ～	962	16.2	958	18.1	4	0.7



1. (1) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【輸送】

(現行: 1, 120円)						
1時間当たりの 所定内賃金(円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	8,350		7,271		1,079	
～ 1109	895	10.7	565	7.8	330	30.6
1110 ～ 1110	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1111 ～ 1111	19	0.2	19	0.3	0	0.0
1112 ～ 1112	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1113 ～ 1113	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1114 ～ 1114	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1115 ～ 1115	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1116 ～ 1116	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1117 ～ 1117	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1118 ～ 1118	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1119 ～ 1119	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1120 ～ 1120	259	3.1	151	2.1	108	10.0
1121 ～ 1121	7	0.1	0	0.0	7	0.6
1122 ～ 1122	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1123 ～ 1123	42	0.5	42	0.6	0	0.0
1124 ～ 1124	21	0.3	21	0.3	0	0.0
1125 ～ 1125	58	0.7	58	0.8	0	0.0
1126 ～ 1126	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1127 ～ 1127	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1128 ～ 1128	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1129 ～ 1129	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1130 ～ 1130	14	0.2	10	0.1	5	0.4
1131 ～ 1131	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1132 ～ 1132	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1133 ～ 1133	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1134 ～ 1134	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1135 ～ 1135	14	0.2	10	0.1	5	0.4
1136 ～ 1136	50	0.6	50	0.7	0	0.0
1137 ～ 1137	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1138 ～ 1138	14	0.2	14	0.2	0	0.0
1139 ～ 1139	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1140 ～ 1140	5	0.1	0	0.0	5	0.4
1141 ～ 1141	21	0.3	21	0.3	0	0.0
1142 ～ 1142	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1143 ～ 1143	14	0.2	14	0.2	0	0.0
1144 ～ 1144	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1145 ～ 1145	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1146 ～ 1146	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1147 ～ 1147	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1148 ～ 1148	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1149 ～ 1149	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1150 ～ 1150	81	1.0	81	1.1	0	0.0
1151 ～ 1151	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1152 ～ 1152	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1153 ～ 1153	45	0.5	7	0.1	38	3.5
1154 ～ 1154	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1155 ～ 1155	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1156 ～ 1156	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1157 ～ 1157	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1158 ～ 1158	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1159 ～ 1159	0	0.0	0	0.0	0	0.0

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(14.6%)」で、以下「1,109円以下(10.7%)」、「1,400～1,499円(10.5%)」の順。

○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「2,000円以上(15.6%)」で、以下「1,400～1,499円(11.3%)」、「1,300～1,399円(10.7%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,109円以下(30.6%)」で、以下「1,120～1,120円(10.0%)」「1,300～1,399円(9.0%)」の順。

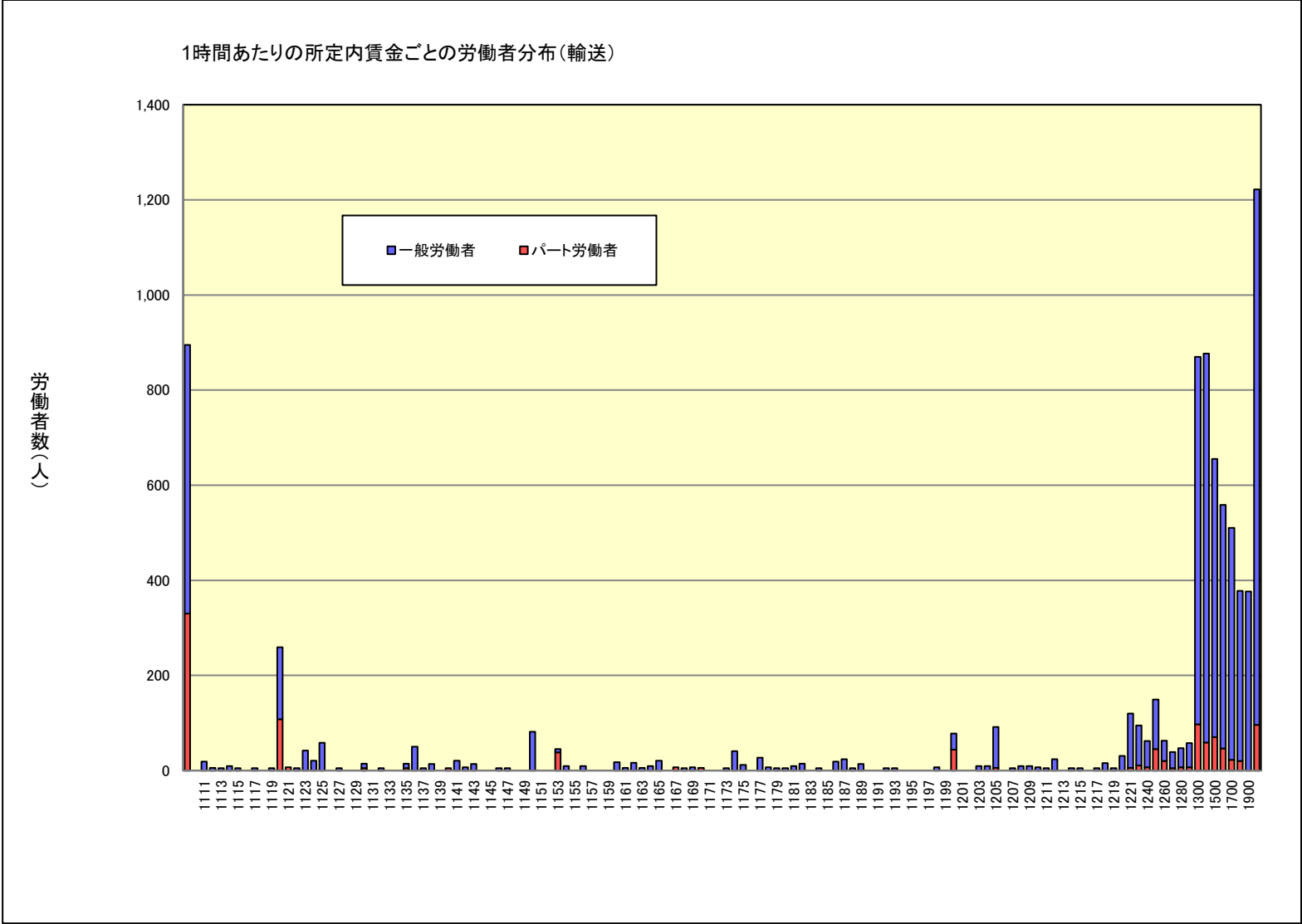
○特定最低賃金(輸送)における、全労働者の未満率
労働者8,350人のうち、特定最低賃金未満の者は948人で、未満率は11.4%。

○特定最低賃金(輸送)における、一般労働者の未満率
労働者7,271人のうち、特定最低賃金未満の者は618人で、未満率は8.5%。

○特定最低賃金(輸送)における、パート労働者の未満率
労働者1,079人のうち、特定最低賃金未満の者は330人で、未満率は30.6%。

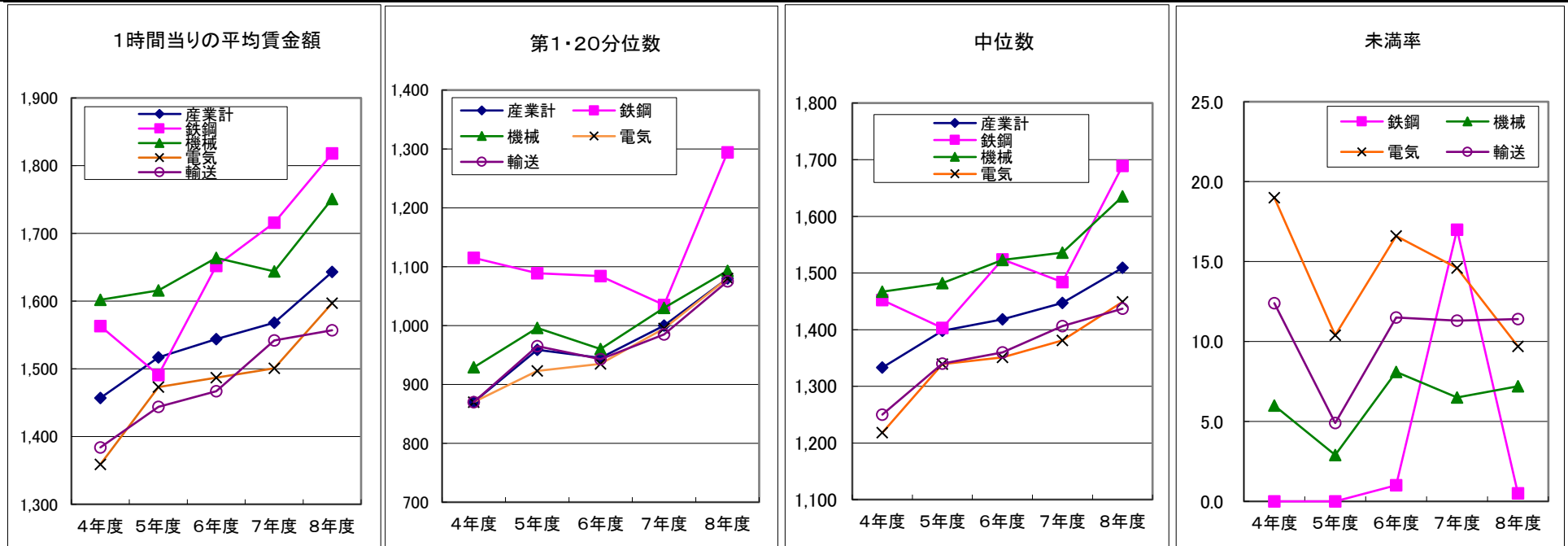
1160 ~ 1160	18	0.2	18	0.2	0	0.0
1161 ~ 1161	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1162 ~ 1162	16	0.2	16	0.2	0	0.0
1163 ~ 1163	6	0.1	6	0.1	0	0.0
1164 ~ 1164	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1165 ~ 1165	21	0.3	21	0.3	0	0.0
1166 ~ 1166	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1167 ~ 1167	7	0.1	0	0.0	7	0.6
1168 ~ 1168	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1169 ~ 1169	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1170 ~ 1170	6	0.1	0	0.0	6	0.6
1171 ~ 1171	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1172 ~ 1172	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1173 ~ 1173	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1174 ~ 1174	41	0.5	41	0.6	0	0.0
1175 ~ 1175	12	0.1	12	0.2	0	0.0
1176 ~ 1176	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1177 ~ 1177	27	0.3	27	0.4	0	0.0
1178 ~ 1178	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1179 ~ 1179	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1180 ~ 1180	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1181 ~ 1181	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1182 ~ 1182	14	0.2	14	0.2	0	0.0
1183 ~ 1183	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1184 ~ 1184	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1185 ~ 1185	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1186 ~ 1186	19	0.2	19	0.3	0	0.0
1187 ~ 1187	24	0.3	24	0.3	0	0.0
1188 ~ 1188	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1189 ~ 1189	14	0.2	14	0.2	0	0.0
1190 ~ 1190	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1191 ~ 1191	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1192 ~ 1192	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1193 ~ 1193	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1194 ~ 1194	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1195 ~ 1195	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1196 ~ 1196	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1197 ~ 1197	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1198 ~ 1198	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1199 ~ 1199	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1200 ~ 1200	78	0.9	34	0.5	44	4.1
1201 ~ 1201	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1202 ~ 1202	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1203 ~ 1203	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1204 ~ 1204	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1205 ~ 1205	92	1.1	86	1.2	6	0.6
1206 ~ 1206	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1207 ~ 1207	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1208 ~ 1208	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1209 ~ 1209	10	0.1	10	0.1	0	0.0
1210 ~ 1210	7	0.1	7	0.1	0	0.0
1211 ~ 1211	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1212 ~ 1212	24	0.3	24	0.3	0	0.0
1213 ~ 1213	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1214 ~ 1214	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1215 ~ 1215	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1216 ~ 1216	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1217 ~ 1217	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1218 ~ 1218	15	0.2	15	0.2	0	0.0

1219 ~ 1219	5	0.1	5	0.1	0	0.0
1220 ~ 1220	31	0.4	31	0.4	0	0.0
1221 ~ 1229	120	1.4	114	1.6	6	0.6
1230 ~ 1239	95	1.1	84	1.2	11	1.0
1240 ~ 1249	62	0.7	55	0.8	7	0.6
1250 ~ 1259	150	1.8	104	1.4	45	4.2
1260 ~ 1269	63	0.8	43	0.6	20	1.9
1270 ~ 1279	39	0.5	34	0.5	5	0.4
1280 ~ 1289	47	0.6	40	0.6	7	0.6
1290 ~ 1299	58	0.7	51	0.7	7	0.6
1300 ~ 1399	870	10.4	773	10.6	97	9.0
1400 ~ 1499	877	10.5	818	11.3	59	5.5
1500 ~ 1599	655	7.8	585	8.0	70	6.5
1600 ~ 1699	558	6.7	512	7.0	47	4.3
1700 ~ 1799	510	6.1	488	6.7	22	2.1
1800 ~ 1899	378	4.5	358	4.9	20	1.8
1900 ~ 1999	376	4.5	376	5.2	0	0.0
2,000 ~	1,222	14.6	1,125	15.5	96	8.9



2. 産業別の1時間当たりの賃金額の特性値の推移

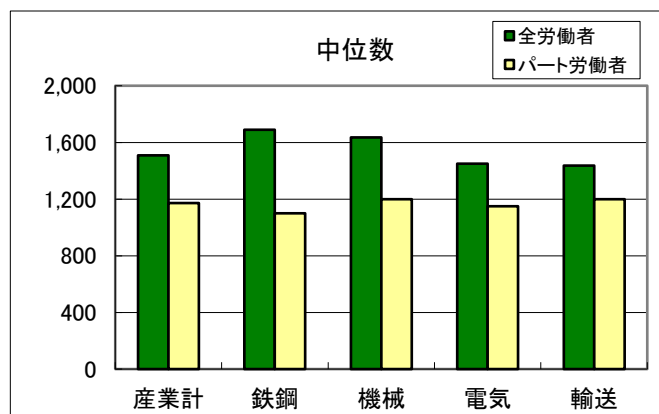
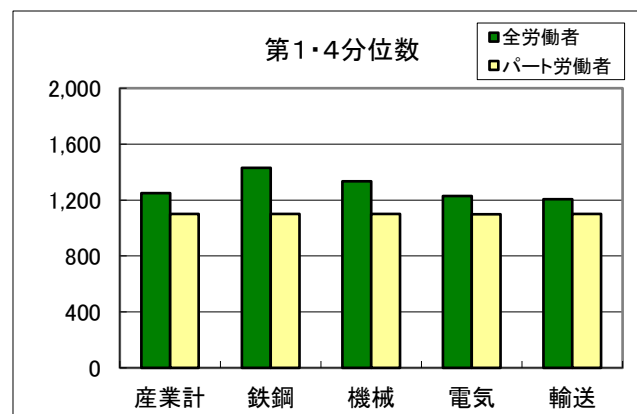
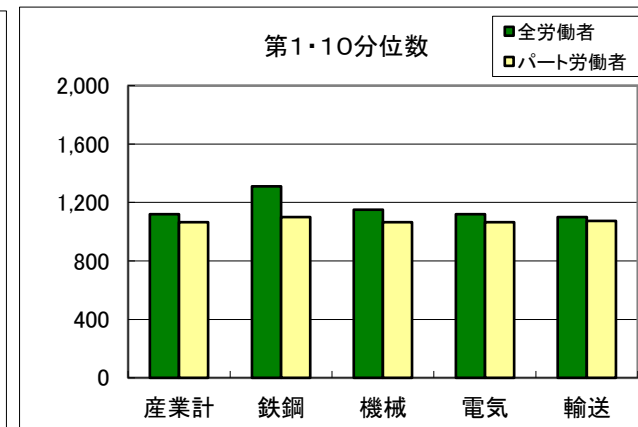
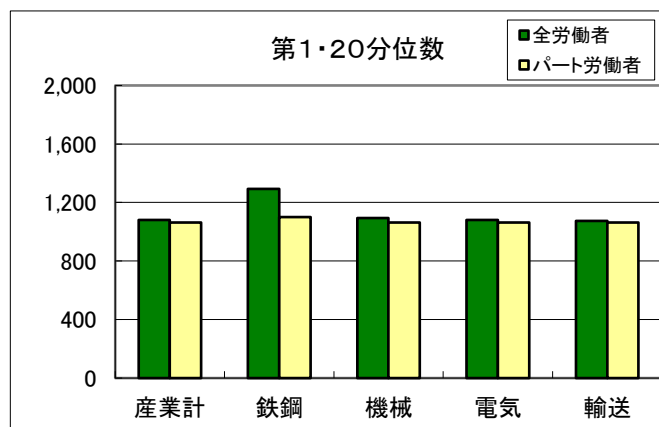
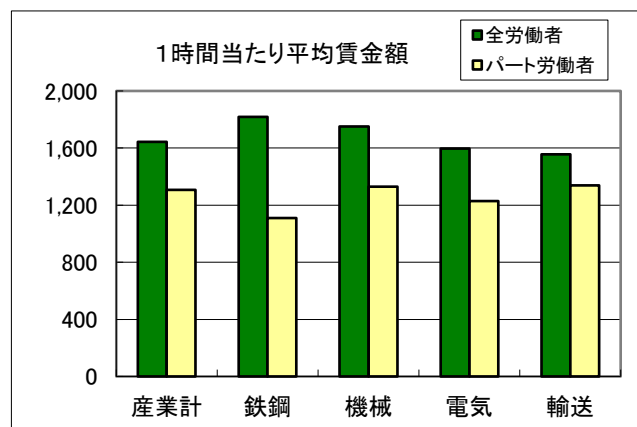
	1時間当たりの平均賃金額					第1・20分位数					中位数					未満率(%)				
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
産業計	1,457	1,517	1,544	1,568	1,643	870	959	945	1,000	1,080	1,333	1,398	1,418	1,447	1,509					
鉄 鋼	1,563	1,491	1,652	1,716	1,818	1,115	1,089	1,084	1,035	1,294	1,452	1,403	1,524	1,484	1,689	0.0	0.0	1.0	17.0	0.5
機 械	1,602	1,616	1,664	1,644	1,751	929	996	960	1,030	1,093	1,467	1,482	1,523	1,536	1,635	6.0	2.9	8.1	6.5	7.2
電 気	1,359	1,473	1,487	1,501	1,597	870	923	935	995	1,080	1,218	1,339	1,351	1,381	1,449	19.0	10.4	16.6	14.6	9.7
輸 送	1,384	1,444	1,467	1,542	1,557	870	965	943	985	1,075	1,250	1,340	1,360	1,406	1,437	12.4	4.9	11.5	11.3	11.4



3. 全労働者・パート労働者別の1時間当たりの賃金額の特性値 (中計)

(単位:円)

集計区分 産業分類	1時間当たり平均賃金額		第1・20分位数		第1・10分位数		第1・4分位数		中位数	
	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者
産業計	1,643	1,308	1,080	1,063	1,120	1,065	1,250	1,100	1,509	1,173
鉄鋼	1,818	1,110	1,294	1,100	1,310	1,100	1,431	1,100	1,689	1,100
機械	1,751	1,329	1,093	1,063	1,150	1,065	1,334	1,100	1,635	1,200
電気	1,597	1,228	1,080	1,063	1,120	1,065	1,228	1,098	1,449	1,150
輸送	1,557	1,339	1,075	1,063	1,100	1,075	1,205	1,100	1,437	1,200



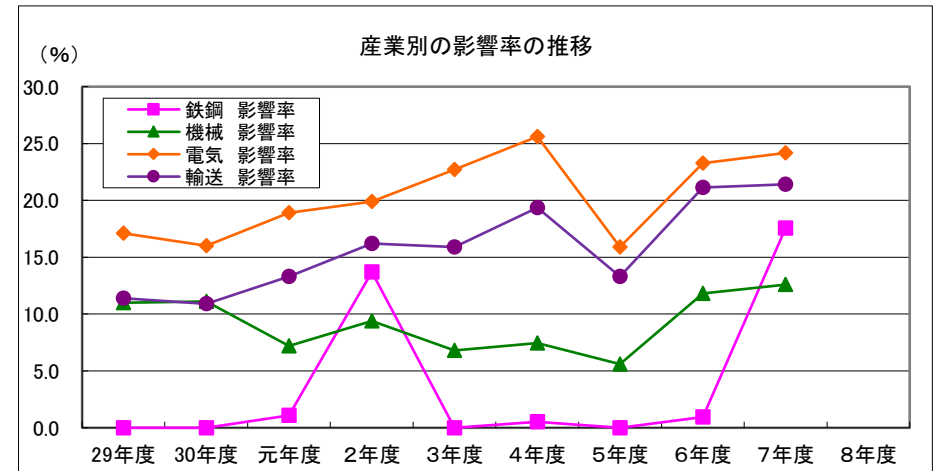
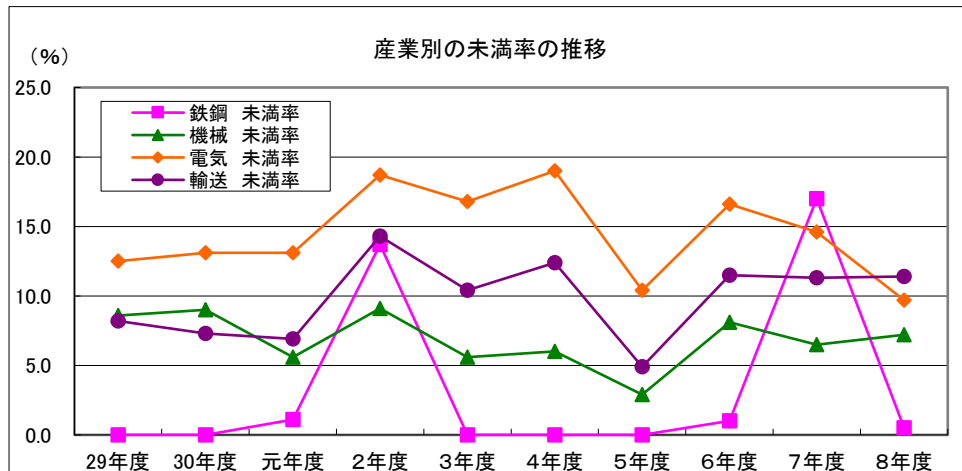
4. 産業別・規模別の未満率及び影響率

14

産 業	適用 労働者数	最低賃金 未満者数	未満率(%)				影響率(%)							
			合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人
鉄 鋼 業	207	1	現行1,131円				1,133円(現行+2円)				1,136円(現行+5円)			
			0.5	0.0	3.8	0.0	0.5	0.0	3.8	0.0	0.5	0.0	3.8	0.0
一般機械器具製造業	8,844	639	現行1,120円				1,122円(現行+2円)				1,125円(現行+5円)			
			7.2	9.2	9.9	5.7	7.6	9.7	10.5	5.9	7.7	9.7	10.5	6.0
電気機械器具製造業	5,926	577	現行1,120円				1,122円(現行+2円)				1,125円(現行+5円)			
			9.7	18.5	13.8	5.6	11.2	19.8	16.0	6.7	11.8	21.9	17.0	6.8
輸送用機械器具製造業	8,350	948	現行1,120円				1,122円(現行+2円)				1,125円(現行+5円)			
			11.4	12.5	15.9	9.0	14.6	20.1	16.8	12.3	15.4	20.1	19.4	12.4

5. 産業別の未満率と影響率の推移

業 種		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
鉄 鋼 業	未満率	-	-	1.1	13.7	0.0	0.0	0.0	1.0	17.0	0.5
	影響率	-	-	1.1	13.7	0.0	0.5	0.0	1.0	17.6	
一般機械器具製造業	未満率	8.6	9.0	5.6	9.1	5.6	6.0	2.9	8.1	6.5	7.2
	影響率	11.0	11.1	7.2	9.4	6.8	7.5	5.6	11.8	12.6	
電気機械器具製造業	未満率	12.5	13.1	13.1	18.7	16.8	19.0	10.4	16.6	14.6	9.7
	影響率	17.1	16.0	18.9	19.9	22.7	25.6	15.9	23.3	24.2	
輸送用機械器具製造業	未満率	8.2	7.3	6.9	14.3	10.4	12.4	4.9	11.5	11.3	11.4
	影響率	11.4	10.9	13.3	16.2	15.9	19.4	13.3	21.1	21.4	



※ 鉄鋼業は平成26～30年度調査結果復元不可。

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,131円	
未 満 率		0.5%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	1,131	0.48	1
2	1	0.09	1,132	0.48	1
3	2	0.18	1,133	0.48	1
4	3	0.27	1,134	0.48	1
5	4	0.35	1,135	0.48	1
6	5	0.44	1,136	0.48	1
7	6	0.53	1,137	0.48	1
8	7	0.62	1,138	1.45	3
9	8	0.71	1,139	1.45	3
10	9	0.80	1,140	1.93	4
11	10	0.88	1,141	1.93	4
12	11	0.97	1,142	1.93	4
13	12	1.06	1,143	1.93	4
14	13	1.15	1,144	1.93	4
15	14	1.24	1,145	1.93	4
16	15	1.33	1,146	1.93	4
17	16	1.41	1,147	1.93	4
18	17	1.50	1,148	1.93	4
19	18	1.59	1,149	1.93	4
20	19	1.68	1,150	1.93	4
21	20	1.77	1,151	1.93	4
22	21	1.86	1,152	1.93	4
23	22	1.95	1,153	1.93	4
24	23	2.03	1,154	1.93	4
25	24	2.12	1,155	1.93	4
26	25	2.21	1,156	1.93	4
27	26	2.30	1,157	1.93	4
28	27	2.39	1,158	1.93	4
29	28	2.48	1,159	1.93	4
30	29	2.56	1,160	1.93	4
31	30	2.65	1,161	1.93	4
32	31	2.74	1,162	1.93	4
33	32	2.83	1,163	1.93	4
34	33	2.92	1,164	1.93	4
35	34	3.01	1,165	1.93	4

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,131円	
未 満 率		0.5%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	35	3.09	1,166	1.93	4
37	36	3.18	1,167	1.93	4
38	37	3.27	1,168	1.93	4
39	38	3.36	1,169	1.93	4
40	39	3.45	1,170	1.93	4
41	40	3.54	1,171	1.93	4
42	41	3.63	1,172	1.93	4
43	42	3.71	1,173	1.93	4
44	43	3.80	1,174	1.93	4
45	44	3.89	1,175	1.93	4
46	45	3.98	1,176	1.93	4
47	46	4.07	1,177	1.93	4
48	47	4.16	1,178	1.93	4
49	48	4.24	1,179	1.93	4
50	49	4.33	1,180	1.93	4
51	50	4.42	1,181	1.93	4
52	51	4.51	1,182	1.93	4
53	52	4.60	1,183	1.93	4
54	53	4.69	1,184	1.93	4
55	54	4.77	1,185	1.93	4
56	55	4.86	1,186	1.93	4
57	56	4.95	1,187	1.93	4
58	57	5.04	1,188	1.93	4
59	58	5.13	1,189	1.93	4
60	59	5.22	1,190	1.93	4
61	60	5.31	1,191	1.93	4
62	61	5.39	1,192	1.93	4
63	62	5.48	1,193	1.93	4
64	63	5.57	1,194	1.93	4
65	64	5.66	1,195	3.86	8
66	65	5.75	1,196	3.86	8
67	66	5.84	1,197	3.86	8
68	67	5.92	1,198	3.86	8
69	68	6.01	1,199	3.86	8
70	69	6.10	1,200	3.86	8

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,131円	
未 満 率		0.5%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
71	70	6.19	1,201	3.86	8
72	71	6.28	1,202	3.86	8
73	72	6.37	1,203	3.86	8
74	73	6.45	1,204	3.86	8
75	74	6.54	1,205	3.86	8
76	75	6.63	1,206	3.86	8
77	76	6.72	1,207	3.86	8
78	77	6.81	1,208	3.86	8
79	78	6.90	1,209	3.86	8
80	79	6.98	1,210	3.86	8
81	80	7.07	1,211	3.86	8
82	81	7.16	1,212	3.86	8
83	82	7.25	1,213	3.86	8
84	83	7.34	1,214	3.86	8
85	84	7.43	1,215	3.86	8
86	85	7.52	1,216	3.86	8
87	86	7.60	1,217	3.86	8
88	87	7.69	1,218	3.86	8
89	88	7.78	1,219	3.86	8
90	89	7.87	1,220	3.86	8
91	90	7.96	1,221	3.86	8
92	91	8.05	1,222	3.86	8
93	92	8.13	1,223	3.86	8
94	93	8.22	1,224	3.86	8
95	94	8.31	1,225	3.86	8
96	95	8.40	1,226	3.86	8
97	96	8.49	1,227	3.86	8
98	97	8.58	1,228	3.86	8
99	98	8.66	1,229	3.86	8
100	99	8.75	1,230	3.86	8

B0-012-00 R 8. 9.24 * 3ページ

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械機具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		7.2%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	1,120	7.23	639
2	1	0.09	1,121	7.59	671
3	2	0.18	1,122	7.59	671
4	3	0.27	1,123	7.59	671
5	4	0.36	1,124	7.65	677
6	5	0.45	1,125	7.65	677
7	6	0.54	1,126	7.86	695
8	7	0.63	1,127	7.86	695
9	8	0.71	1,128	7.86	695
10	9	0.80	1,129	8.05	712
11	10	0.89	1,130	8.05	712
12	11	0.98	1,131	8.46	748
13	12	1.07	1,132	8.46	748
14	13	1.16	1,133	8.51	753
15	14	1.25	1,134	8.51	753
16	15	1.34	1,135	8.51	753
17	16	1.43	1,136	8.51	753
18	17	1.52	1,137	8.75	774
19	18	1.61	1,138	8.75	774
20	19	1.70	1,139	8.75	774
21	20	1.79	1,140	8.75	774
22	21	1.88	1,141	8.83	781
23	22	1.96	1,142	8.89	786
24	23	2.05	1,143	8.89	786
25	24	2.14	1,144	8.98	794
26	25	2.23	1,145	8.98	794
27	26	2.32	1,146	8.98	794
28	27	2.41	1,147	9.11	806
29	28	2.50	1,148	9.25	818
30	29	2.59	1,149	9.25	818
31	30	2.68	1,150	9.25	818
32	31	2.77	1,151	10.03	887
33	32	2.86	1,152	10.10	893
34	33	2.95	1,153	10.10	893
35	34	3.04	1,154	10.10	893

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		7.2%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	35	3.13	1,155	10.82	957
37	36	3.21	1,156	10.98	971
38	37	3.30	1,157	10.98	971
39	38	3.39	1,158	11.05	977
40	39	3.48	1,159	11.11	983
41	40	3.57	1,160	11.21	991
42	41	3.66	1,161	11.21	991
43	42	3.75	1,162	11.21	991
44	43	3.84	1,163	11.27	997
45	44	3.93	1,164	11.27	997
46	45	4.02	1,165	11.27	997
47	46	4.11	1,166	11.40	1,008
48	47	4.20	1,167	11.57	1,023
49	48	4.29	1,168	11.57	1,023
50	49	4.38	1,169	11.57	1,023
51	50	4.46	1,170	11.57	1,023
52	51	4.55	1,171	11.64	1,029
53	52	4.64	1,172	11.69	1,034
54	53	4.73	1,173	11.76	1,040
55	54	4.82	1,174	11.90	1,052
56	55	4.91	1,175	11.90	1,052
57	56	5.00	1,176	11.90	1,052
58	57	5.09	1,177	11.97	1,059
59	58	5.18	1,178	12.23	1,082
60	59	5.27	1,179	12.23	1,082
61	60	5.36	1,180	12.30	1,088
62	61	5.45	1,181	12.30	1,088
63	62	5.54	1,182	12.30	1,088
64	63	5.63	1,183	12.30	1,088
65	64	5.71	1,184	12.58	1,113
66	65	5.80	1,185	12.65	1,119
67	66	5.89	1,186	12.72	1,125
68	67	5.98	1,187	12.72	1,125
69	68	6.07	1,188	12.79	1,131
70	69	6.16	1,189	12.86	1,137

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		7.2%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
71	70	6.25	1,190	12.86	1,137
72	71	6.34	1,191	13.06	1,155
73	72	6.43	1,192	13.15	1,163
74	73	6.52	1,193	13.15	1,163
75	74	6.61	1,194	13.23	1,170
76	75	6.70	1,195	13.23	1,170
77	76	6.79	1,196	13.36	1,182
78	77	6.88	1,197	13.51	1,195
79	78	6.96	1,198	13.73	1,214
80	79	7.05	1,199	13.73	1,214
81	80	7.14	1,200	13.73	1,214
82	81	7.23	1,201	14.81	1,310
83	82	7.32	1,202	14.89	1,317
84	83	7.41	1,203	14.89	1,317
85	84	7.50	1,204	15.05	1,331
86	85	7.59	1,205	15.05	1,331
87	86	7.68	1,206	15.12	1,337
88	87	7.77	1,207	15.19	1,343
89	88	7.86	1,208	15.24	1,348
90	89	7.95	1,209	15.24	1,348
91	90	8.04	1,210	15.31	1,354
92	91	8.13	1,211	15.38	1,360
93	92	8.21	1,212	15.45	1,366
94	93	8.30	1,213	15.45	1,366
95	94	8.39	1,214	15.45	1,366
96	95	8.48	1,215	15.51	1,372
97	96	8.57	1,216	15.51	1,372
98	97	8.66	1,217	15.51	1,372
99	98	8.75	1,218	15.51	1,372
100	99	8.84	1,219	15.64	1,383

B0-012-00 R 8. 9.24 * 3ページ

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		9.7%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	1,120	9.74	577
2	1	0.09	1,121	11.12	659
3	2	0.18	1,122	11.19	663
4	3	0.27	1,123	11.37	674
5	4	0.36	1,124	11.73	695
6	5	0.45	1,125	11.80	699
7	6	0.54	1,126	11.86	703
8	7	0.63	1,127	11.93	707
9	8	0.71	1,128	12.03	713
10	9	0.80	1,129	12.17	721
11	10	0.89	1,130	12.17	721
12	11	0.98	1,131	12.47	739
13	12	1.07	1,132	12.47	739
14	13	1.16	1,133	12.54	743
15	14	1.25	1,134	12.71	753
16	15	1.34	1,135	12.71	753
17	16	1.43	1,136	12.84	761
18	17	1.52	1,137	13.18	781
19	18	1.61	1,138	13.31	789
20	19	1.70	1,139	13.40	794
21	20	1.79	1,140	13.57	804
22	21	1.88	1,141	13.87	822
23	22	1.96	1,142	13.87	822
24	23	2.05	1,143	14.87	881
25	24	2.14	1,144	14.95	886
26	25	2.23	1,145	15.05	892
27	26	2.32	1,146	15.42	914
28	27	2.41	1,147	15.42	914
29	28	2.50	1,148	15.98	947
30	29	2.59	1,149	16.06	952
31	30	2.68	1,150	16.27	964
32	31	2.77	1,151	17.25	1,022
33	32	2.86	1,152	17.33	1,027
34	33	2.95	1,153	17.33	1,027
35	34	3.04	1,154	17.41	1,032

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		9.7%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	35	3.13	1,155	17.48	1,036
37	36	3.21	1,156	17.55	1,040
38	37	3.30	1,157	17.55	1,040
39	38	3.39	1,158	17.62	1,044
40	39	3.48	1,159	17.68	1,048
41	40	3.57	1,160	17.77	1,053
42	41	3.66	1,161	18.26	1,082
43	42	3.75	1,162	18.39	1,090
44	43	3.84	1,163	18.39	1,090
45	44	3.93	1,164	18.46	1,094
46	45	4.02	1,165	18.46	1,094
47	46	4.11	1,166	18.56	1,100
48	47	4.20	1,167	18.66	1,106
49	48	4.29	1,168	18.66	1,106
50	49	4.38	1,169	18.92	1,121
51	50	4.46	1,170	18.98	1,125
52	51	4.55	1,171	19.05	1,129
53	52	4.64	1,172	19.05	1,129
54	53	4.73	1,173	19.22	1,139
55	54	4.82	1,174	19.42	1,151
56	55	4.91	1,175	19.42	1,151
57	56	5.00	1,176	19.42	1,151
58	57	5.09	1,177	20.01	1,186
59	58	5.18	1,178	20.01	1,186
60	59	5.27	1,179	20.18	1,196
61	60	5.36	1,180	20.18	1,196
62	61	5.45	1,181	20.47	1,213
63	62	5.54	1,182	20.62	1,222
64	63	5.63	1,183	20.62	1,222
65	64	5.71	1,184	20.62	1,222
66	65	5.80	1,185	20.82	1,234
67	66	5.89	1,186	20.98	1,243
68	67	5.98	1,187	20.98	1,243
69	68	6.07	1,188	21.04	1,247
70	69	6.16	1,189	21.04	1,247

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		9.7%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
71	70	6.25	1,190	21.04	1,247
72	71	6.34	1,191	21.41	1,269
73	72	6.43	1,192	21.50	1,274
74	73	6.52	1,193	21.58	1,279
75	74	6.61	1,194	21.58	1,279
76	75	6.70	1,195	22.04	1,306
77	76	6.79	1,196	22.14	1,312
78	77	6.88	1,197	22.24	1,318
79	78	6.96	1,198	22.31	1,322
80	79	7.05	1,199	22.38	1,326
81	80	7.14	1,200	22.44	1,330
82	81	7.23	1,201	23.29	1,380
83	82	7.32	1,202	23.29	1,380
84	83	7.41	1,203	23.29	1,380
85	84	7.50	1,204	23.52	1,394
86	85	7.59	1,205	23.52	1,394
87	86	7.68	1,206	23.52	1,394
88	87	7.77	1,207	23.52	1,394
89	88	7.86	1,208	23.59	1,398
90	89	7.95	1,209	23.59	1,398
91	90	8.04	1,210	23.59	1,398
92	91	8.13	1,211	23.66	1,402
93	92	8.21	1,212	23.66	1,402
94	93	8.30	1,213	23.66	1,402
95	94	8.39	1,214	23.73	1,406
96	95	8.48	1,215	23.79	1,410
97	96	8.57	1,216	23.96	1,420
98	97	8.66	1,217	23.96	1,420
99	98	8.75	1,218	24.03	1,424
100	99	8.84	1,219	24.11	1,429

B0-012-00 R 8.9.24 * 3ページ

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		11.4%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	1,120	11.35	948
2	1	0.09	1,121	14.47	1,208
3	2	0.18	1,122	14.55	1,215
4	3	0.27	1,123	14.60	1,219
5	4	0.36	1,124	15.10	1,261
6	5	0.45	1,125	15.35	1,282
7	6	0.54	1,126	16.05	1,340
8	7	0.63	1,127	16.05	1,340
9	8	0.71	1,128	16.11	1,345
10	9	0.80	1,129	16.11	1,345
11	10	0.89	1,130	16.11	1,345
12	11	0.98	1,131	16.28	1,359
13	12	1.07	1,132	16.28	1,359
14	13	1.16	1,133	16.34	1,364
15	14	1.25	1,134	16.34	1,364
16	15	1.34	1,135	16.34	1,364
17	16	1.43	1,136	16.50	1,378
18	17	1.52	1,137	17.11	1,429
19	18	1.61	1,138	17.16	1,433
20	19	1.70	1,139	17.33	1,447
21	20	1.79	1,140	17.33	1,447
22	21	1.88	1,141	17.39	1,452
23	22	1.96	1,142	17.64	1,473
24	23	2.05	1,143	17.72	1,480
25	24	2.14	1,144	17.89	1,494
26	25	2.23	1,145	17.89	1,494
27	26	2.32	1,146	17.89	1,494
28	27	2.41	1,147	17.95	1,499
29	28	2.50	1,148	18.00	1,503
30	29	2.59	1,149	18.00	1,503
31	30	2.68	1,150	18.00	1,503
32	31	2.77	1,151	18.98	1,585
33	32	2.86	1,152	18.98	1,585
34	33	2.95	1,153	18.98	1,585
35	34	3.04	1,154	19.52	1,630

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		11.4%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	35	3.13	1,155	19.63	1,639
37	36	3.21	1,156	19.63	1,639
38	37	3.30	1,157	19.75	1,649
39	38	3.39	1,158	19.75	1,649
40	39	3.48	1,159	19.75	1,649
41	40	3.57	1,160	19.75	1,649
42	41	3.66	1,161	19.95	1,666
43	42	3.75	1,162	20.02	1,672
44	43	3.84	1,163	20.23	1,689
45	44	3.93	1,164	20.30	1,695
46	45	4.02	1,165	20.41	1,704
47	46	4.11	1,166	20.66	1,725
48	47	4.20	1,167	20.66	1,725
49	48	4.29	1,168	20.74	1,732
50	49	4.38	1,169	20.80	1,737
51	50	4.46	1,170	20.89	1,744
52	51	4.55	1,171	20.96	1,750
53	52	4.64	1,172	20.96	1,750
54	53	4.73	1,173	20.96	1,750
55	54	4.82	1,174	21.02	1,755
56	55	4.91	1,175	21.50	1,795
57	56	5.00	1,176	21.64	1,807
58	57	5.09	1,177	21.64	1,807
59	58	5.18	1,178	21.96	1,834
60	59	5.27	1,179	22.05	1,841
61	60	5.36	1,180	22.11	1,846
62	61	5.45	1,181	22.16	1,850
63	62	5.54	1,182	22.28	1,860
64	63	5.63	1,183	22.44	1,874
65	64	5.71	1,184	22.44	1,874
66	65	5.80	1,185	22.50	1,879
67	66	5.89	1,186	22.50	1,879
68	67	5.98	1,187	22.73	1,898
69	68	6.07	1,188	23.01	1,921
70	69	6.16	1,189	23.07	1,926

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時 間 額		1,120円	
未 満 率		11.4%			
項番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
71	70	6.25	1,190	23.23	1,940
72	71	6.34	1,191	23.23	1,940
73	72	6.43	1,192	23.23	1,940
74	73	6.52	1,193	23.29	1,945
75	74	6.61	1,194	23.35	1,950
76	75	6.70	1,195	23.35	1,950
77	76	6.79	1,196	23.35	1,950
78	77	6.88	1,197	23.35	1,950
79	78	6.96	1,198	23.35	1,950
80	79	7.05	1,199	23.44	1,957
81	80	7.14	1,200	23.44	1,957
82	81	7.23	1,201	24.37	2,035
83	82	7.32	1,202	24.37	2,035
84	83	7.41	1,203	24.37	2,035
85	84	7.50	1,204	24.48	2,044
86	85	7.59	1,205	24.60	2,054
87	86	7.68	1,206	25.69	2,145
88	87	7.77	1,207	25.69	2,145
89	88	7.86	1,208	25.75	2,150
90	89	7.95	1,209	25.87	2,160
91	90	8.04	1,210	25.98	2,169
92	91	8.13	1,211	26.06	2,176
93	92	8.21	1,212	26.12	2,181
94	93	8.30	1,213	26.41	2,205
95	94	8.39	1,214	26.41	2,205
96	95	8.48	1,215	26.46	2,209
97	96	8.57	1,216	26.51	2,214
98	97	8.66	1,217	26.51	2,214
99	98	8.75	1,218	26.57	2,219
100	99	8.84	1,219	26.75	2,234

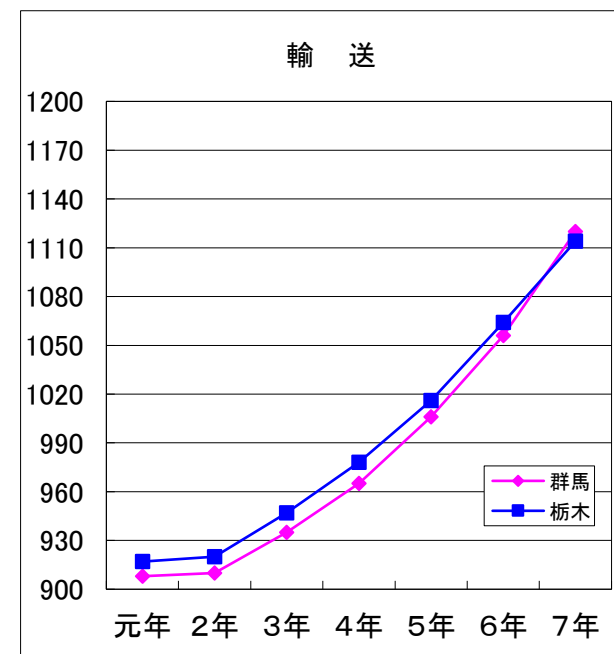
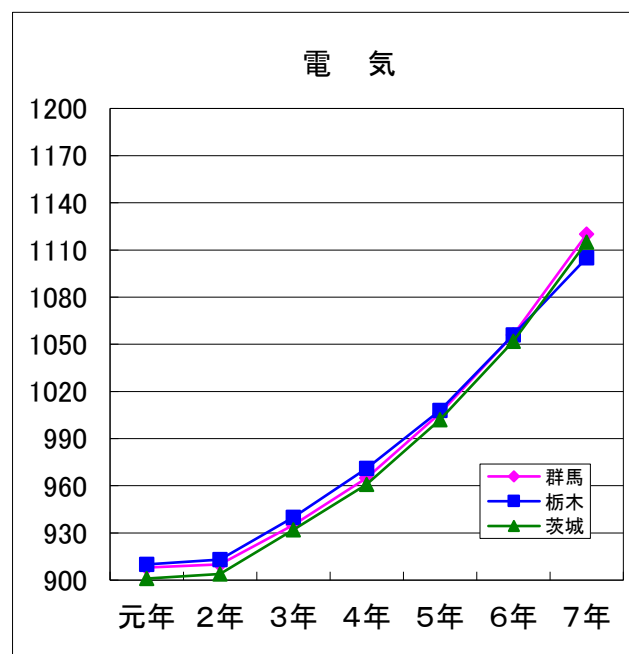
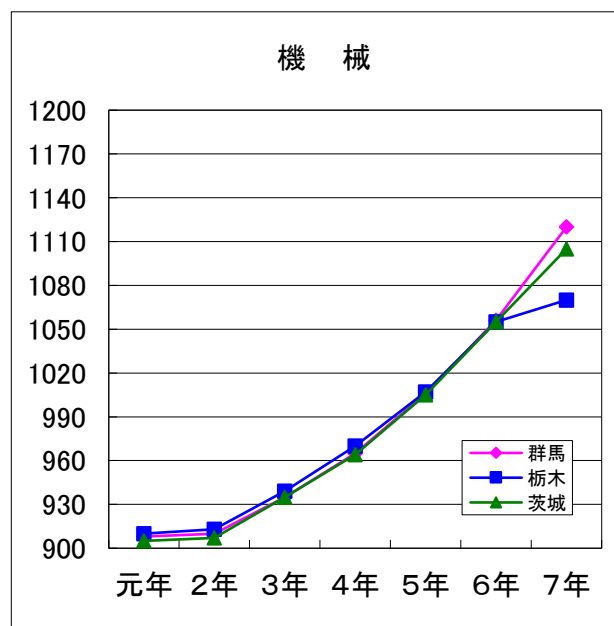
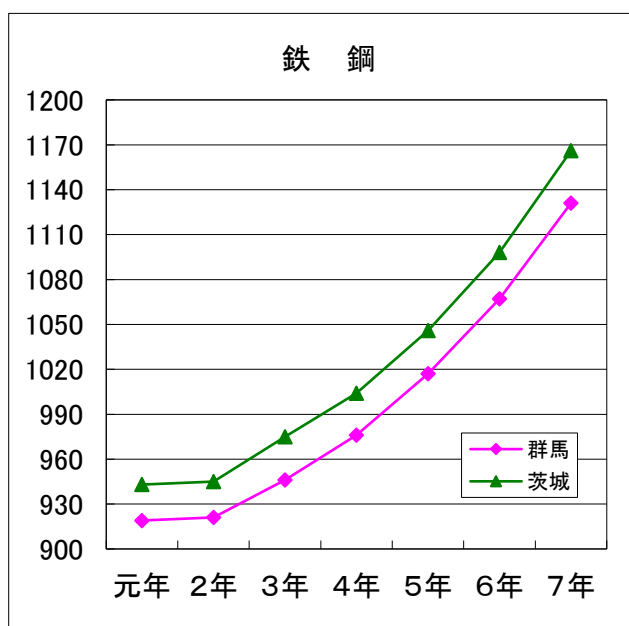
B0-012-00 R 8. 9.24 * 3ページ

最低賃金決定状況年別一覧表(平成14年度以降)

		平成																	令和										
	区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026			
地域別	時 間 額	644	644	645	649	654	664	675	676	688	690	696	707	721	737	759	783	809	835	837	865	895	935	985	1,063	1,120			
	対前年引上額	0 (時間額)	0 (時間額)	1 (時間額)	4 (時間額)	5 (時間額)	10 (時間額)	11 (時間額)	1 (時間額)	12 (時間額)	2 (時間額)	6 (時間額)	11 (時間額)	14 (時間額)	16 (時間額)	22 (時間額)	24 (時間額)	26 (時間額)	26 (時間額)	2 (時間額)	28 (時間額)	30 (時間額)	40 (時間額)	50 (時間額)	78 (時間額)	57 (時間額)			
	目安(時間額)	なし	0	なし	3	3	9～10	10	なし	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	なし	28	30	40	50	63	56			
	対前年引上率	0.00	0.00	0.16	0.62	0.77	1.53	1.66	0.15	1.78	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	3.35	3.47	4.47	5.35	7.92	5.36			
	発効日	H14.10.1	－	H16.10.1	H17.10.1	H18.10.1	H19.10.19	H20.10.16	H21.10.4	H22.10.9	H23.10.7	H24.10.10	H25.10.13	H26.10.5	H27.10.8	H28.10.6	H29.10.7	H30.10.6	R1.10.6	R2.10.3	R3.10.2	R4.10.8	R5.10.5	R6.10.4	R8.3.1	R8.10.3			
鉄 鋼 H3.3.14	時 間 額	751	752	754	758	763	773	784	787	795	799	805	815	828	841	857	876	897	919	921	946	976	1,017	1,067	1,131	改正予定			
	対前年引上額	1 (時間額)	1 (時間額)	2 (時間額)	4 (時間額)	5 (時間額)	10 (時間額)	11 (時間額)	3 (時間額)	8 (時間額)	4 (時間額)	6 (時間額)	10 (時間額)	13 (時間額)	13 (時間額)	16 (時間額)	19 (時間額)	21 (時間額)	22 (時間額)	2 (時間額)	25 (時間額)	30 (時間額)	41 (時間額)	50 (時間額)	64 (時間額)				
	対前年引上率	0.13	0.13	0.27	0.53	0.66	1.31	1.42	0.38	1.02	0.50	0.75	1.24	1.60	1.57	1.90	2.22	2.40	2.45	0.22	2.71	3.17	4.20	4.92	6.00	0.00			
機 械 H2.3.31	時 間 額	741	742	744	748	753	763	774	777	784	788	794	804	817	830	846	865	886	908	910	935	965	1,006	1,056	1,120	改正予定			
	対前年引上額	1 (時間額)	1 (時間額)	2 (時間額)	4 (時間額)	5 (時間額)	10 (時間額)	11 (時間額)	3 (時間額)	7 (時間額)	4 (時間額)	6 (時間額)	10 (時間額)	13 (時間額)	13 (時間額)	16 (時間額)	19 (時間額)	21 (時間額)	22 (時間額)	2 (時間額)	25 (時間額)	30 (時間額)	41 (時間額)	50 (時間額)	64 (時間額)				
	対前年引上率	0.14	0.13	0.27	0.54	0.67	1.33	1.44	0.39	0.90	0.51	0.76	1.26	1.62	1.59	1.93	2.25	2.43	2.48	0.22	2.75	3.21	4.25	4.97	6.06	0.00			
電 気 H1.3.31	時 間 額	739	740	742	746	751	761	772	775	782	786	792	802	815	829	845	865	886	908	910	935	965	1,006	1,056	1,120	改正予定			
	対前年引上額	1 (時間額)	1 (時間額)	2 (時間額)	4 (時間額)	5 (時間額)	10 (時間額)	11 (時間額)	3 (時間額)	7 (時間額)	4 (時間額)	6 (時間額)	10 (時間額)	13 (時間額)	14 (時間額)	16 (時間額)	20 (時間額)	21 (時間額)	22 (時間額)	2 (時間額)	25 (時間額)	30 (時間額)	41 (時間額)	50 (時間額)	64 (時間額)				
	対前年引上率	0.14	0.14	0.27	0.54	0.67	1.33	1.45	0.39	0.90	0.51	0.76	1.26	1.62	1.72	1.93	2.37	2.43	2.48	0.22	2.75	3.21	4.25	4.97	6.06	0.00			
輸 送 H2.3.31	時 間 額	741	742	744	748	753	763	774	777	784	788	794	804	817	830	846	865	886	908	910	935	965	1,006	1,056	1,120	改正予定			
	対前年引上額	1 (時間額)	1 (時間額)	2 (時間額)	4 (時間額)	5 (時間額)	10 (時間額)	11 (時間額)	3 (時間額)	7 (時間額)	4 (時間額)	6 (時間額)	10 (時間額)	13 (時間額)	13 (時間額)	16 (時間額)	19 (時間額)	21 (時間額)	22 (時間額)	2 (時間額)	25 (時間額)	30 (時間額)	41 (時間額)	50 (時間額)	64 (時間額)				
	対前年引上率	0.14	0.13	0.27	0.54	0.67	1.33	1.44	0.39	0.90	0.51	0.76	1.26	1.62	1.59	1.93	2.25	2.43	2.48	0.22	2.75	3.21	4.25	4.97	6.06	0.00			
	発効日	H14.12.20	H15.12.20	H16.12.20	H17.12.20	H18.12.20	H19.12.20	H20.12.20	H21.12.30	H22.12.25	H23.12.28	H24.12.28	H25.12.28	H26.12.27	H27.12.26	H28.12.24	H29.12.22	H30.12.20	R1.12.28	R2.12.31	R3.12.29	R4.12.29	R5.12.29	R6.12.28	R8.1.1				

特定最低賃金北関東三県比較表

年度	鉄鋼		機械			電気			輸送	
	群馬	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木
元年	919	943	908	910	905	908	910	901	908	917
2年	921	945	910	913	907	910	913	904	910	920
3年	946	975	935	939	935	935	940	932	935	947
4年	976	1004	965	970	964	965	971	961	965	978
5年	1017	1046	1006	1007	1005	1006	1008	1002	1006	1016
6年	1067	1098	1056	1055	1055	1056	1056	1052	1056	1064
7年	1131	1166	1120	1070	1105	1120	1105	1115	1120	1114
群馬局との差		+35		-50	-15		-15	-5		-6



群馬の賃金

～令和7年賃金構造基本統計調査の結果から～

<目 次>

I 一般労働者の賃金

1 北関東3県の賃金	1
2 群馬県の賃金額の推移	2
3 北関東3県の賃金額の推移	
(1)製造業	3
(2)一般機械器具製造業・輸送用機械器具製造業・鉄鋼業	4
(3)電気機械器具製造業	5
4 群馬県の賃金(規模別)	6

II 新規学卒者の初任給

1 群馬県の学歴別初任給額の推移	7
2 初任給の北関東3県の比較	7

III 短時間労働者の賃金等

1 1時間当りの賃金額の推移及び北関東3県の比較(女性)	8
2 1時間当りの賃金額の推移及び北関東3県の比較(男性)	9
3 群馬県の製造業の短時間労働者の実労働日数等	10

群馬労働局労働基準部賃金室

I 一般労働者の賃金

1 北関東3県の賃金

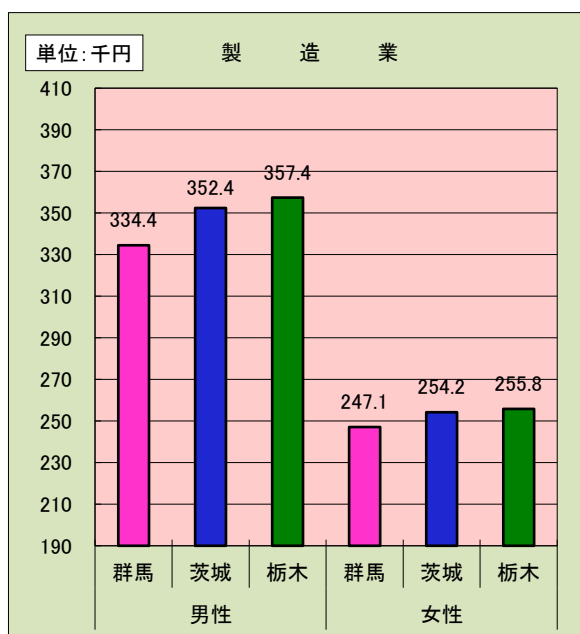
全産業、製造業及び群馬県の特定最低賃金の4業種における「産業別所定内給与額」の表

第1表 産業別所定内給与額(事業所規模10人以上)

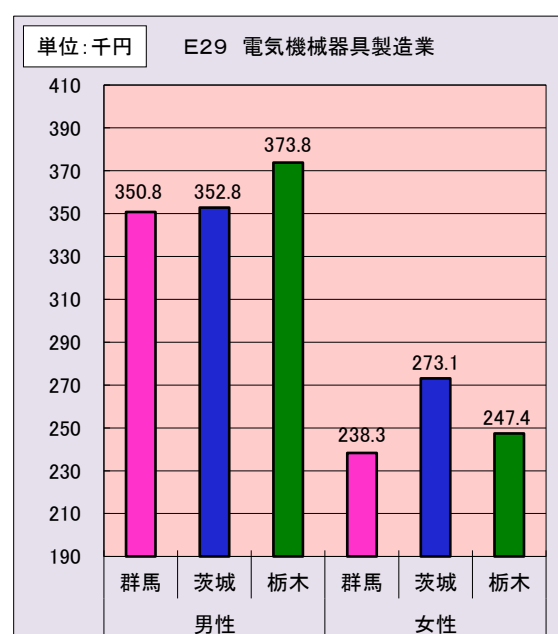
(単位:千円)

産業別		男性			女性		
		群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
全産業		333.8	361.8	346.2	260.4	271.2	264.6
製造業		334.4	352.4	357.4	247.1	254.2	255.8
鉄鋼	E22 鉄鋼業	365.3	384.4	339.9	278.6	330.5	304.9
一般機械器具	E25 はん用機械器具製造業	320.9	412.9	396.5	276.7	291.4	265.8
	E26 生産用機械器具製造業	304.9	393.1	391.3	239.8	312.3	265.4
	E27 業務用機械器具製造業	417.9	393.3	392.7	271.6	280.9	292.8
電気機械器具	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	379.0	420.3	314.3	294.7	258.5	216.2
	E29 電気機械器具製造業	350.8	352.8	373.8	238.3	273.1	247.4
	E30 情報通信機械器具製造業	378.5	352.3	363.7	256.1	249.4	278.6
輸送	E31 輸送用機械器具製造業	344.4	378.2	398.8	282.2	266.7	342.5

第1図の1 3県の製造業賃金



第1図の2 3県の電気機械器具製造業賃金



2 群馬県の賃金額の推移

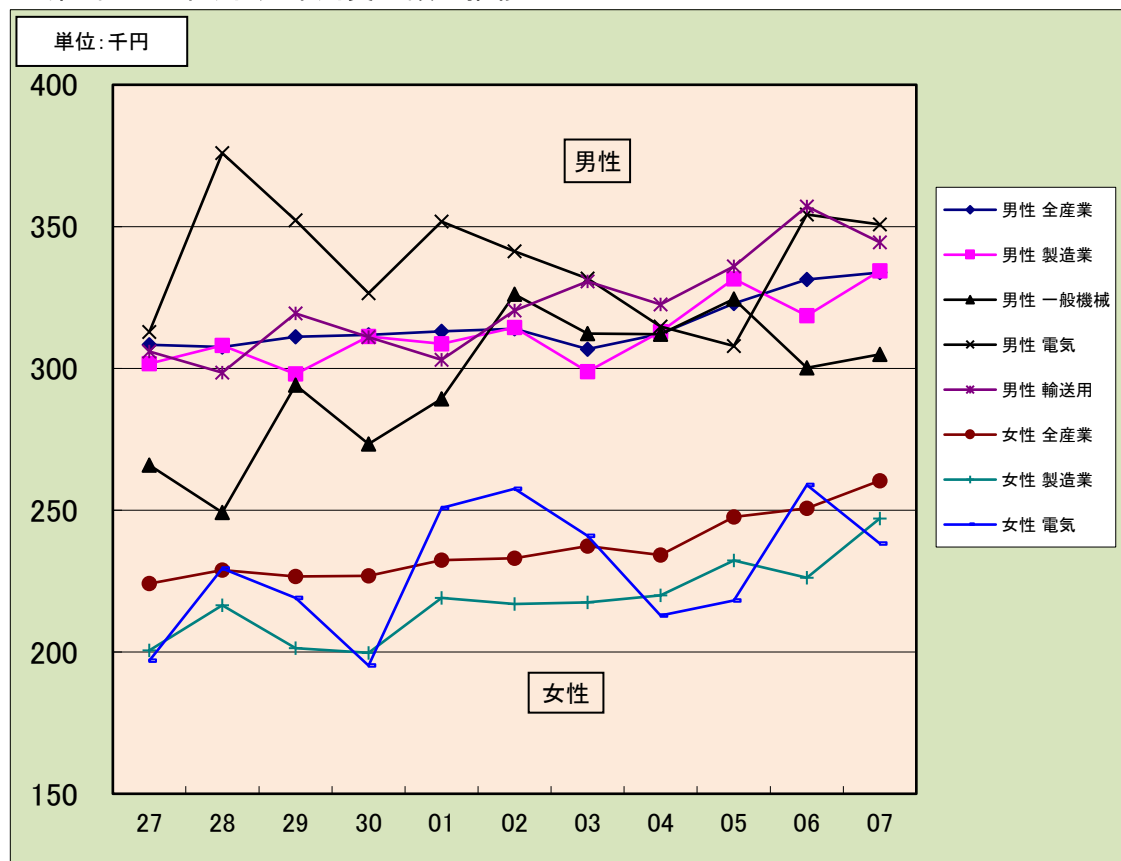
第2表 性別・産業別賃金額の推移(事業所規模10人以上)

(単位:千円)

	男性					女性		
	全産業	製造業	一般機械	電気	輸送用	全産業	製造業	電気
平成27年	308.3	301.7	265.9	312.8	305.9	224.1	200.5	197.0
平成28年	307.5	308.1	249.2	375.9	298.5	228.9	216.5	229.5
平成29年	311.2	298.0	294.1	352.2	319.4	226.6	201.4	219.1
平成30年	311.8	311.3	273.3	326.5	311.0	226.9	199.7	195.2
令和元年	313.1	308.7	289.3	351.8	303.0	232.4	219.1	250.8
令和2年	314.0	314.4	326.1	341.3	320.4	233.1	216.9	257.6
令和3年	306.8	298.8	312.3	331.7	330.7	237.4	217.5	241.0
令和4年	312.2	313.0	312.0	314.8	322.5	234.2	220.0	212.8
令和5年	322.9	331.6	324.5	307.9	336.0	247.6	232.3	218.2
令和6年	331.4	318.6	300.2	354.2	357.1	250.7	226.2	258.9
令和7年	333.8	334.4	304.9	350.8	344.4	260.4	247.1	238.3

※ 一般機械は、E26生産用機械器具製造業、電気は、E29電気機械器具製造業、輸送は、E31輸送用機械器具製造業。

第2図 性別・産業別賃金額の推移



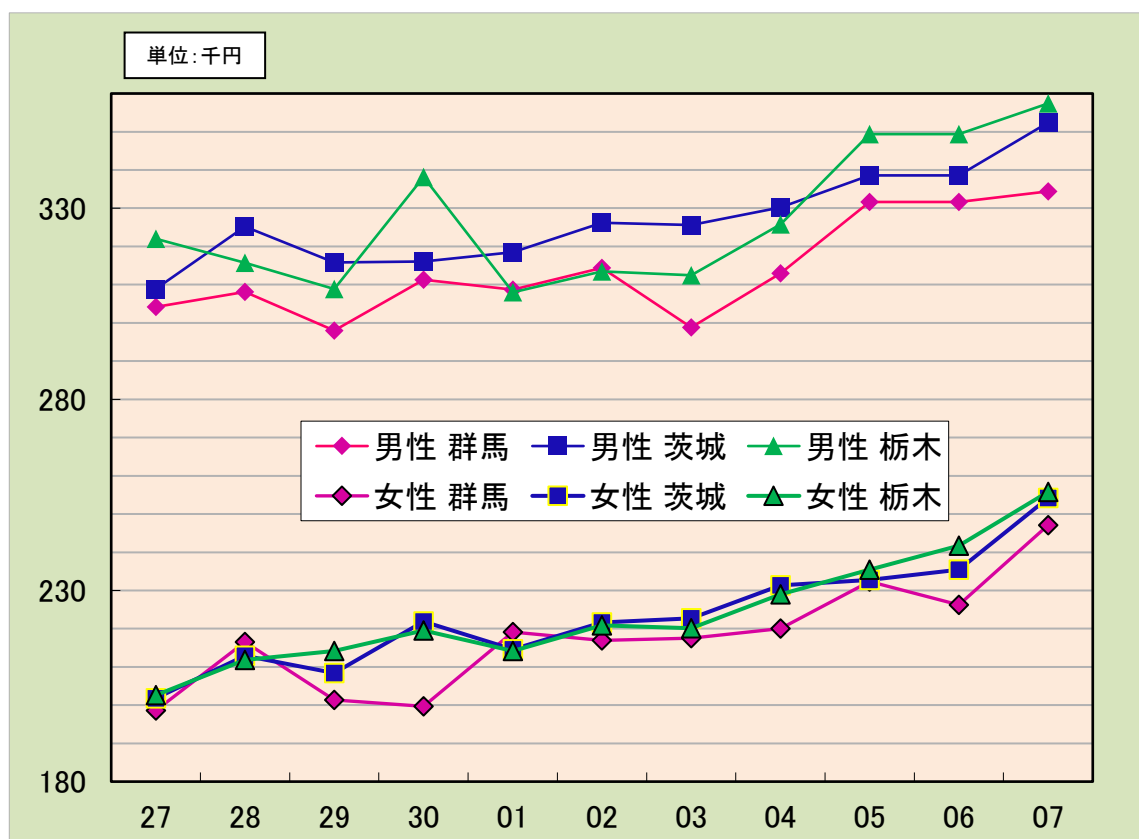
3 北関東3県の賃金額の推移

(1) 製造業

第3表の1 北関東3県の賃金額の推移(事業所規模10人以上) (単位:千円)

	男性			女性		
	群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
平成27年	304.2	308.9	322.0	198.6	201.8	202.6
平成28年	308.1	325.2	315.7	216.5	212.9	211.8
平成29年	298.0	315.8	308.9	201.4	208.4	214.2
平成30年	311.3	316.1	338.2	199.7	221.9	219.5
令和元年	308.7	318.5	308.0	219.1	214.6	214.2
令和2年	314.4	326.2	313.5	216.9	221.6	220.9
令和3年	298.8	325.6	312.5	217.5	222.7	220.1
令和4年	313.0	330.2	325.8	220.0	231.3	229.0
令和5年	331.6	338.6	349.4	232.3	232.8	235.4
令和6年	331.6	338.6	349.4	226.2	235.4	241.7
令和7年	334.4	352.4	357.4	247.1	254.2	255.8

第3図の1 北関東3県の賃金額の推移



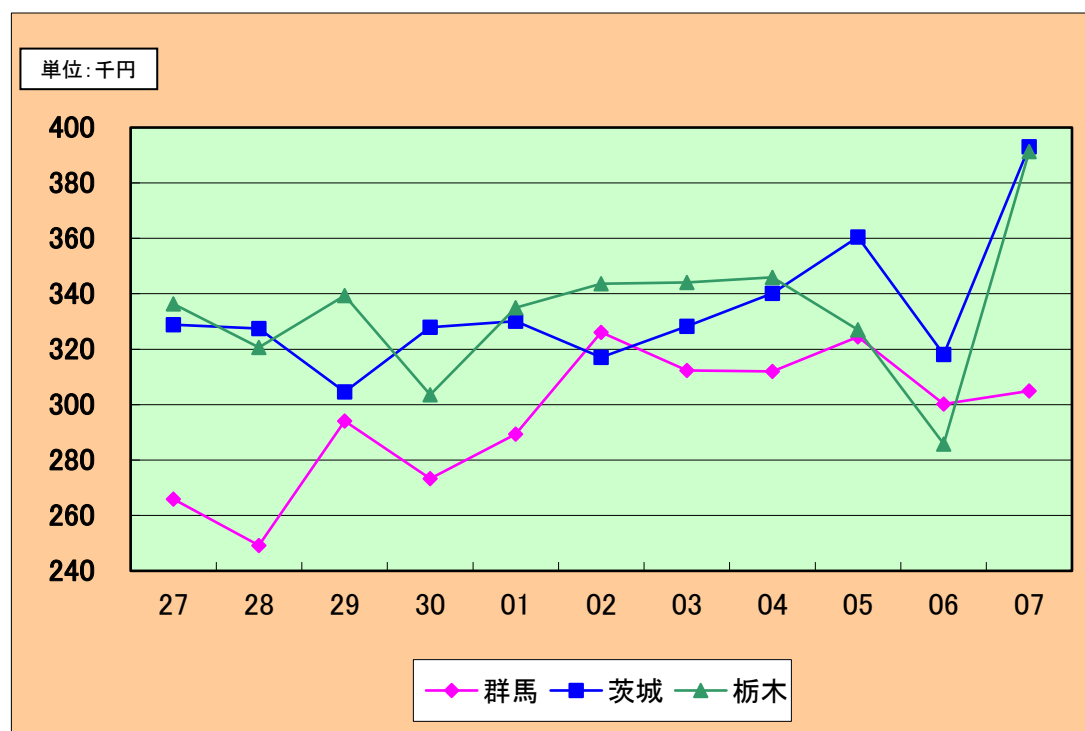
(2)一般機械器具製造業・輸送用機械器具製造業・鉄鋼業

第3表の2 北関東3県の賃金額の推移(事業所規模10人以上)(男性) (単位:千円)

	一般機械器具製造業			輸送用機械器具		鉄鋼
	群馬	茨城	栃木	群馬	栃木	茨城
平成27年	265.9	328.9	336.4	305.9	299.9	269.3
平成28年	249.2	327.4	320.6	298.5	311.6	365.8
平成29年	294.1	304.6	339.4	319.4	310.9	320.9
平成30年	273.3	327.9	303.5	311.0	418.7	299.6
令和元年	289.3	330.1	335.0	303.0	305.9	318.6
令和2年	326.1	317.1	343.6	320.4	313.5	307.8
令和3年	312.3	328.3	344.1	330.7	316.4	320.4
令和4年	312.0	340.2	345.9	322.5	318.7	336.7
令和5年	324.5	360.5	327.0	336.0	429.2	318.8
令和6年	300.2	318.1	285.8	357.1	404.1	347.8
令和7年	304.9	393.1	391.3	344.4	398.8	384.4

※ 一般機械は、E26生産用機械器具製造業、輸送は、E31輸送用機械器具、鉄鋼は、E22鉄鋼業。

第3図の2 北関東3県の一般機械器具製造業男性賃金額の推移



(3) 電気機械器具製造業

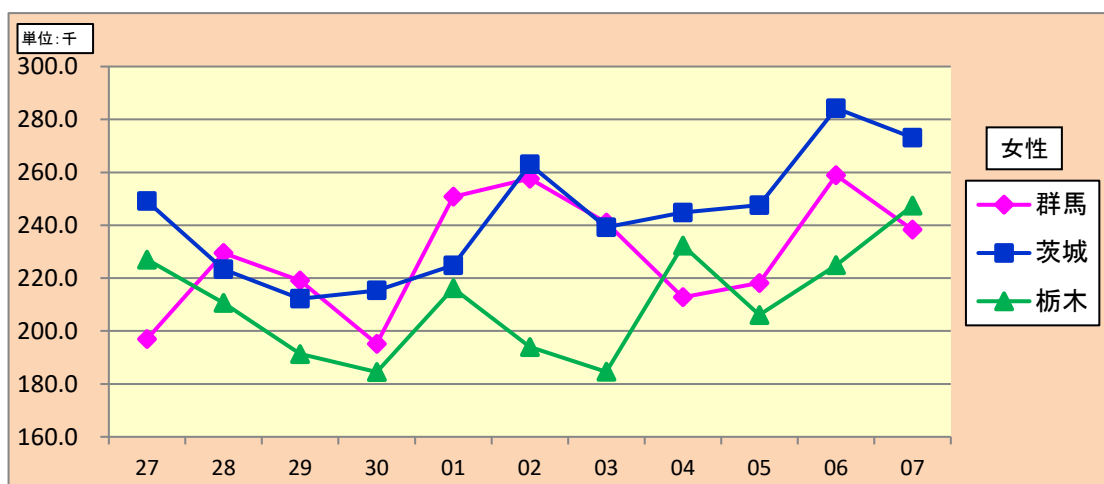
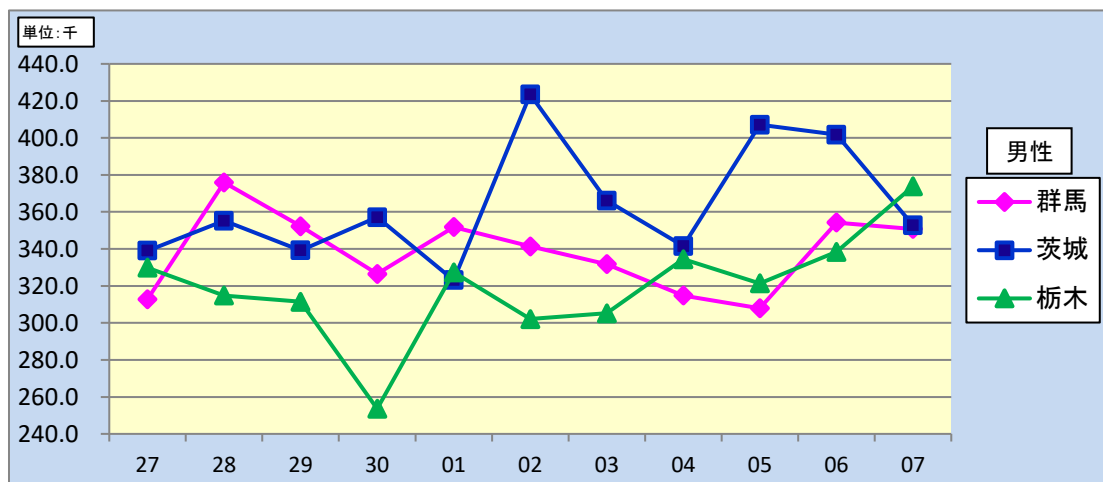
第3表の3 北関東3県の賃金額の推移(事業所規模10人以上)

(単位 千円)

	男性			女性		
	群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
平成27年	312.8	339.0	329.8	197.0	249.1	227.0
平成28年	375.9	355.2	314.8	229.5	223.3	210.6
平成29年	352.2	339.2	311.4	219.1	212.2	191.3
平成30年	326.5	357.1	253.6	195.2	215.3	184.5
令和元年	351.8	323.1	327.3	250.8	224.8	216.2
令和2年	341.3	423.5	302.1	257.6	263.0	194.0
令和3年	331.7	366.1	305.2	241.0	239.2	184.6
令和4年	314.8	341.5	334.4	212.8	244.8	232.3
令和5年	307.9	407.1	321.4	218.2	247.6	206.1
令和6年	354.2	401.7	338.4	258.9	284.2	224.9
令和7年	350.8	352.8	373.8	238.3	273.1	247.4

※ 電気は、E29電気機械器具製造業。

第3図の3 北関東3県の電気機械器具製造業の賃金額の推移



4 群馬県の賃金(規模別)

第4表 全産業、製造業及び特定最低賃金の4業種(事業所規模別)における「産業別所定内給与額」の表

産業別所定内給与額

(単位:千円)

産業別		男性				女性				男女計			
		10人以上	10～99人	100～999人	1,000人以上	10人以上	10～99人	100～999人	1,000人以上	10人以上	10～99人	100～999人	1,000人以上
全 産 業		333.8	308.8	327.3	371.3	260.4	253.5	254.9	278.7	308.4	288.4	302.5	340.8
製 造 業		334.4	287.3	332.0	380.7	247.1	231.7	244.7	276.1	316.6	274.9	311.1	365.7
鉄鋼	E22 鉄 鋼 業	365.3	335.9	369.7	—	278.6	237.9	292.5	—	352.2	310.3	359.5	—
一般機械器具	E25 はん用機械器具製造業	320.9	297.5	253.6	350.0	276.7	240.8	236.1	298.6	313.1	290.3	249.9	339.0
	E26 生産用機械器具製造業	304.9	272.7	347.0	—	239.8	233.1	256.5	—	298.6	268.0	341.0	—
	E27 業務用機械器具製造業	417.9	362.3	425.3	449.8	271.6	243.5	—	362.4	391.9	322.8	425.3	442.4
電気機械器具	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	379.0	282.4	420.9	406.0	294.7	238.6	313.3	313.3	363.3	274.0	395.8	390.5
	E29 電気機械器具製造業	350.8	268.0	327.2	451.9	238.3	210.4	232.8	315.2	325.8	252.4	302.7	433.6
	E30 情報通信機械器具製造業	378.5	323.7	295.4	475.3	256.1	287.6	225.2	424.8	354.3	319.8	273.9	471.7
輸送	E31 輸送用機械器具製造業	344.4	261.8	322.3	371.8	282.2	238.3	285.1	288.6	338.5	260.0	317.0	365.9

※ — 欄は統計データ該当なし。

Ⅱ 新規学卒者の初任給

1 群馬県の学歴別初任給額の推移

第5表 性別・学歴別初任給額の推移

(単位:千円)

性別		高卒				高専・短大卒				大卒			
		平成20年	令和5年	令和6年	令和7年	平成20年	令和5年	令和6年	令和7年	平成20年	令和5年	令和6年	令和7年
男性	全産業	162.8	196.1	209.2	212.1	169.0	204.5	194.5	210.4	203.4	233.6	317.9	262.8
	製造業	163.2	203.7	205.9	218.3	177.8	203.8	187.3	261.8	197.0	262.3	246.5	254.1
女性	全産業	160.8	179.4	194.3	201.2	166.0	201.1	200.8	201.7	184.8	223.3	224.3	233.7
	製造業	159.5	178.5	195.2	210.3	163.4	—	—	233.2	192.1	230.2	220.9	279.1

※令和2年調査より、『新規学卒者がいた場合に記入する方法から新規学卒者が抽出された場合に集計に変更』・『通勤手当等を除いて記入する方法から通勤手当等を含んで集計に変更』となっている

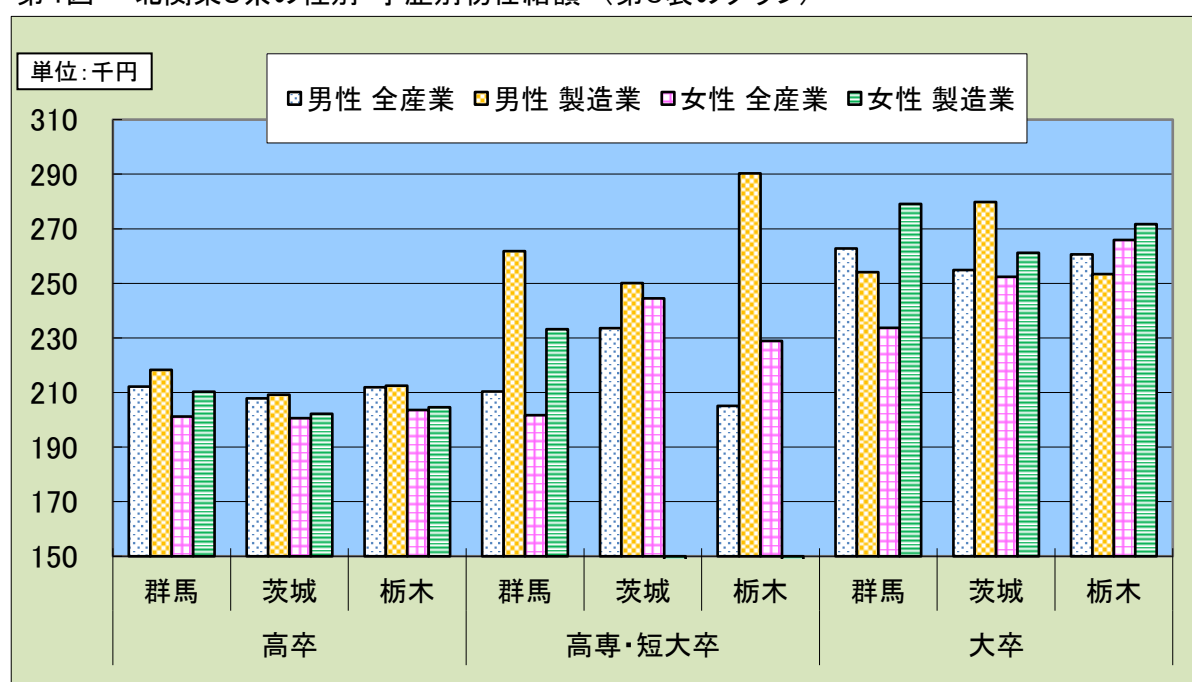
2 初任給の北関東3県の比較

第6表 北関東3県の性別・学歴別初任給額

(単位:千円)

性別		高卒			高専・短大卒			大卒		
		群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
男性	全産業	212.1	207.9	211.9	210.4	233.6	205.1	262.8	254.9	260.6
	製造業	218.3	209.2	212.5	261.8	250.1	290.3	254.1	279.8	253.4
女性	全産業	201.2	200.6	203.6	201.7	244.5	228.9	233.7	252.4	265.9
	製造業	210.3	202.2	204.6	233.2	—	—	279.1	261.2	271.7

第4図 北関東3県の性別・学歴別初任給額 (第6表のグラフ)



Ⅲ 短時間労働者の賃金等

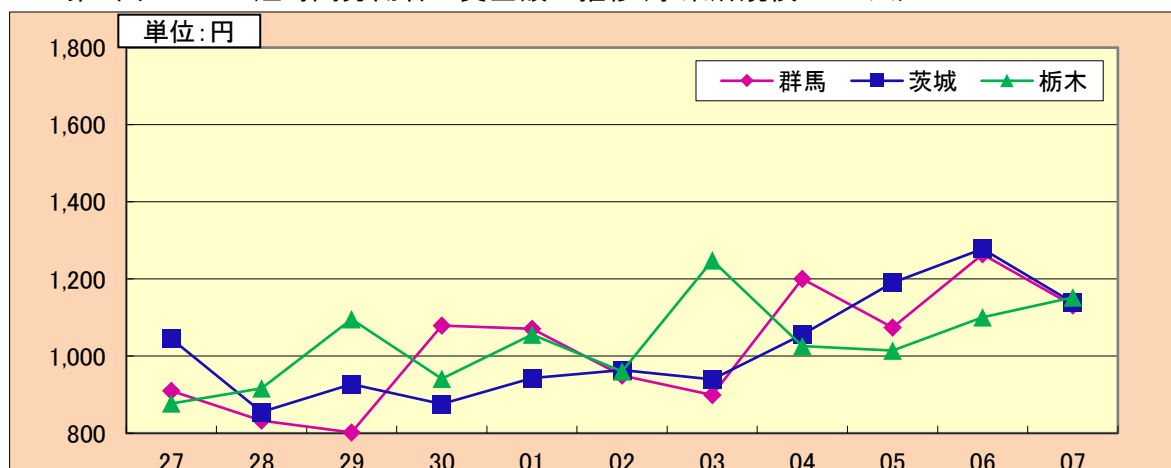
1 1時間当たりの賃金額の推移及び北関東3県の比較(女性)

第7表の1 短時間労働者の1時間当たりの賃金額(女性)

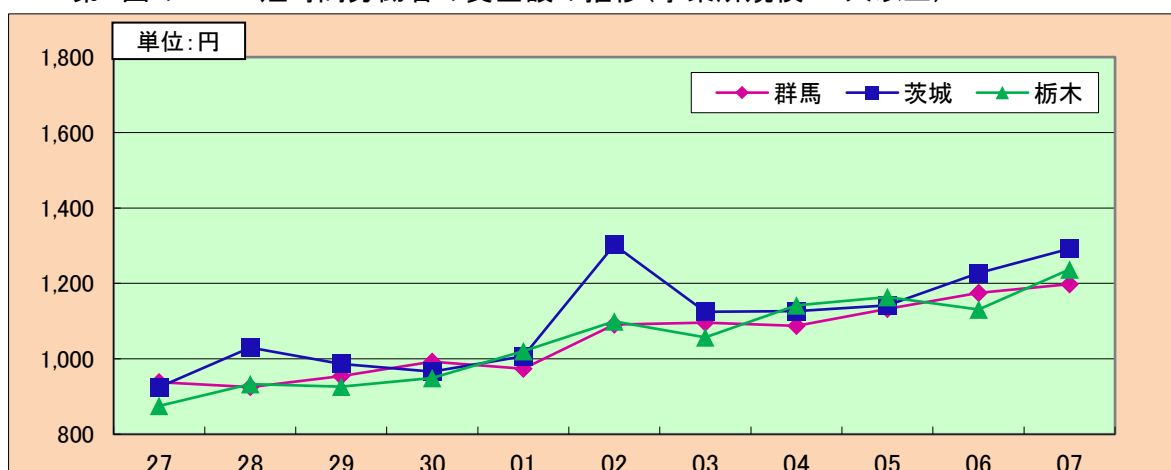
(単位:円)

	事業所規模5～9人				事業所規模10人以上			
	群馬	製造業			群馬	製造業		
	(全産業)	群馬	茨城	栃木	(全産業)	群馬	茨城	栃木
平成27年	980	910	1,045	877	967	938	925	875
平成28年	986	833	855	916	995	925	1,030	933
平成29年	1,078	802	927	1,096	1,036	954	986	926
平成30年	1,112	1,079	876	941	1,037	992	966	949
令和元年	1,149	1,071	943	1,056	1,041	974	1,007	1,020
令和2年	1,303	950	964	960	1,309	1,091	1,302	1,099
令和3年	1,145	899	940	1,248	1,227	1,096	1,125	1,057
令和4年	1,125	1,200	1,056	1,026	1,226	1,087	1,126	1,142
令和5年	1,204	1,074	1,190	1,014	1,244	1,132	1,142	1,164
令和6年	1,185	1,264	1,278	1,101	1,289	1,175	1,227	1,131
令和7年	1,334	1,131	1,139	1,152	1,319	1,198	1,292	1,237

第5図の1 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模5～9人)



第5図の2 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模10人以上)



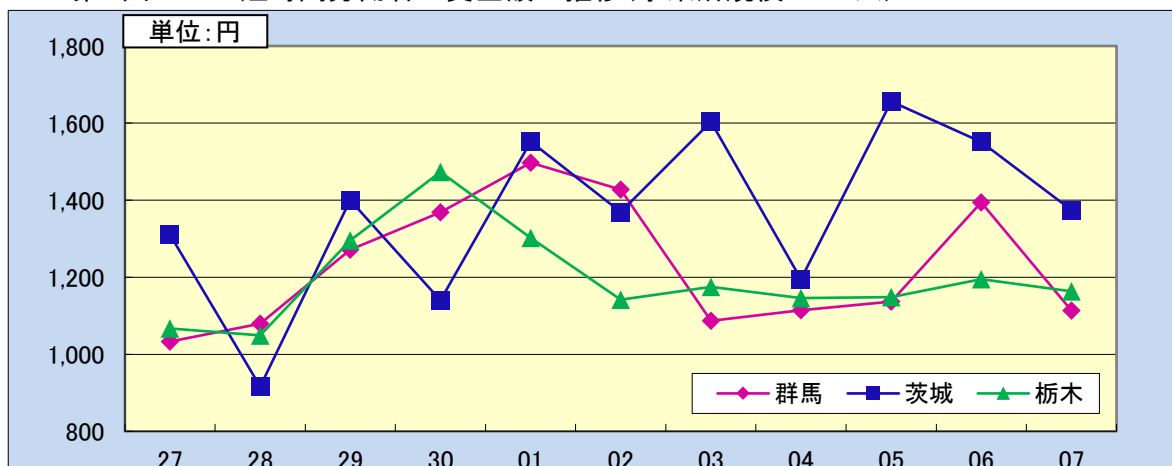
2 1時間当たりの賃金額の推移及び北関東3県の比較(男性)

第7表の2 短時間労働者の1時間当たりの賃金額(男性)

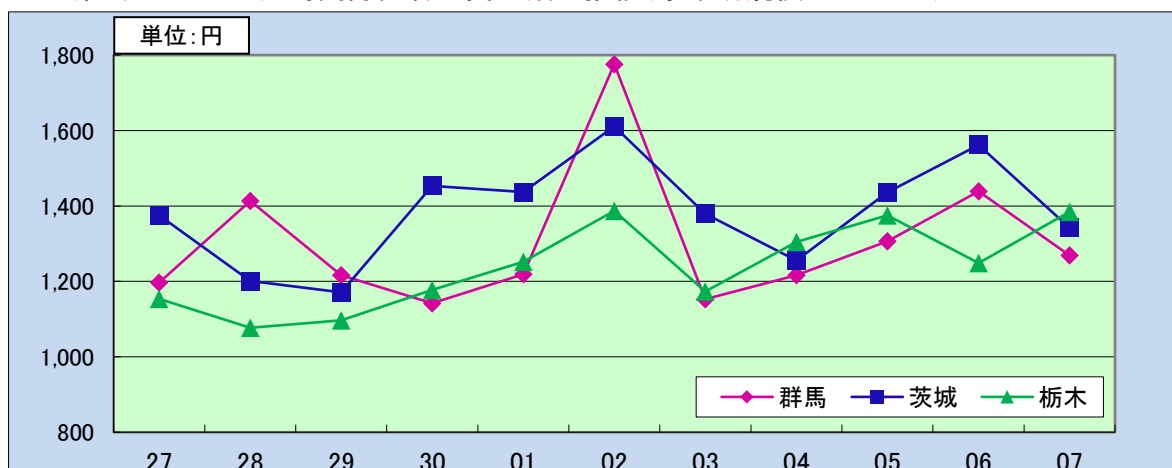
(単位:円)

	事業所規模5～9人				事業所規模10人以上			
	群馬	製造業			群馬	製造業		
	(全産業)	群馬	茨城	栃木	(全産業)	群馬	茨城	栃木
平成27年	1,215	1,033	1,310	1,067	1,053	1,197	1,375	1,154
平成28年	1,450	1,079	916	1,049	1,117	1,413	1,201	1,077
平成29年	1,172	1,271	1,400	1,295	1,122	1,216	1,171	1,097
平成30年	1,435	1,368	1,140	1,473	1,062	1,142	1,453	1,177
令和元年	1,298	1,497	1,552	1,302	1,162	1,219	1,437	1,252
令和2年	1,209	1,427	1,369	1,142	1,593	1,776	1,611	1,387
令和3年	1,030	1,087	1,603	1,175	1,435	1,153	1,379	1,173
令和4年	1,706	1,114	1,195	1,146	1,391	1,216	1,255	1,305
令和5年	1,761	1,137	1,656	1,148	1,749	1,306	1,436	1,375
令和6年	1,261	1,394	1,551	1,195	1,540	1,439	1,562	1,249
令和7年	1,283	1,113	1,374	1,163	1,659	1,269	1,342	1,384

第5図の2 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模5～9人)



第6図の2 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模10人以上)



3 群馬県の製造業の短時間労働者の実労働日数等

第8表の1 短時間労働者の実労働時間数等(女性)

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		事業所規模 5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上
実労働日数	全産業	14.0 日	16.0 日	14.1 日	15.5 日	14.6 日	16.0 日	14.6 日	16.0 日	16.4 日	15.7 日	13.5 日	15.6 日	14.9 日	15.3 日
	製造業	17.5 日	18.3 日	18.8 日	18.2 日	18.0 日	18.7 日	19.1 日	18.4 日	18.8 日	17.5 日	16.5 日	18.4 日	19.2 日	17.2 日
1日当たりの所定内労働時間	全産業	4.7 時間	5.4 時間	4.9 時間	5.3 時間	5.0 時間	5.2 時間	4.8 時間	5.1 時間	4.7 時間	5.2 時間	5.2 時間	5.3 時間	5.2 時間	5.3 時間
	製造業	4.4 時間	5.8 時間	4.5 時間	5.8 時間	5.4 時間	5.8 時間	5.7 時間	5.8 時間	5.2 時間	5.9 時間	4.8 時間	5.3 時間	5.2 時間	5.5 時間
勤続年数	全産業	7.8 年	6.5 年	10.1 年	6.9 年	7.1 年	7.1 年	9.1 年	7.5 年	9.7 年	7.1 年	8.8 年	7.3 年	11.2 年	7.8 年
	製造業	9.4 年	8.5 年	15.3 年	11.9 年	12.5 年	9.9 年	14.5 年	9.7 年	12.6 年	6.9 年	16.0 年	8.3 年	10.4 年	9.6 年
平均年齢	全産業	48.0 歳	47.1 歳	50.7 歳	48.2 歳	46.5 歳	46.8 歳	51.4 歳	47.6 歳	50.9 歳	47.3 歳	53.5 歳	48.0 歳	53.0 歳	49.7 歳
	製造業	49.7 歳	50.2 歳	55.2 歳	53.7 歳	53.0 歳	51.1 歳	57.3 歳	50.1 歳	53.4 歳	48.3 歳	56.2 歳	50.4 歳	51.0 歳	49.2 歳

第8表の2 短時間労働者の実労働時間数(男性)

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		事業所規模 5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上	5～9人	10人以上
実労働日数	全産業	13.1 日	14.5 日	15.8 日	14.5 日	11.2 日	14.4 日	13.6 日	14.2 日	14.7 日	14.2 日	11.9 日	13.9 日	16.0 日	14.5 日
	製造業	16.3 日	16.3 日	18.0 日	16.0 日	16.6 日	17.5 日	14.5 日	17.4 日	15.3 日	15.4 日	19.6 日	16.9 日	16.8 日	17.6 日
1日当たりの所定内労働時間	全産業	5.7 時間	5.5 時間	4.6 時間	5.1 時間	4.8 時間	5.1 時間	5.3 時間	5.2 時間	6.0 時間	5.3 時間	5.4 時間	5.2 時間	4.7 時間	5.5 時間
	製造業	5.6 時間	6.6 時間	3.7 時間	5.8 時間	6.1 時間	6.3 時間	5.7 時間	6.1 時間	5.9 時間	6.8 時間	4.8 時間	5.8 時間	6.1 時間	6.2 時間
勤続年数	全産業	9.0 年	5.8 年	10.5 年	6.6 年	6.3 年	6.2 年	8.5 年	6.3 年	13.6 年	6.2 年	6.8 年	6.0 年	14.7 年	5.8 年
	製造業	16.5 年	13.0 年	10.0 年	13.3 年	10.7 年	11.6 年	10.5 年	10.2 年	21.0 年	8.3 年	20.5 年	9.3 年	14.9 年	11.9 年
平均年齢	全産業	52.4 歳	46.1 歳	49.2 歳	48.1 歳	34.1 歳	45.3 歳	56.0 歳	45.6 歳	56.5 歳	46.8 歳	49.4 歳	43.6 歳	57.9 歳	43.5 歳
	製造業	66.8 歳	55.9 歳	62.2 歳	59.9 歳	65.3 歳	57.4 歳	70.5 歳	57.2 歳	65.9 歳	50.7 歳	68.4 歳	51.2 歳	66.5 歳	54.6 歳

令和7年度 特定最低賃金改正状況（鉄鋼関係）

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
北海道	B	鉄鋼	改	協	1,100	1,165	65	R7.12.1
青森	C	鉄鋼	改	協	1,045	1,109	64	R7.12.21
岩手	C	鉄鋼・金属製品	改	協	1,008	1,072	64	R8.1.15
宮城	B	鉄鋼	改	協	1,059	1,125	66	R7.12.15
茨城	B	鉄鋼	改	協	1,098	1,166	68	R8.3.1
群馬	B	鉄鋼	改	協	1,067	1,131	64	R8.1.1
千葉	A	鉄鋼	改	協	1,147	1,210	63	R7.12.25
東京	A	鉄鋼	改	協				H26.3.23
神奈川	A	鉄鋼	改	協				H26.3.15
静岡	B	鉄鋼・非鉄金属	改	公	1,057	1,117	60	R7.12.21
愛知	A	鉄鋼	改	協	1,111	1,175	64	R7.12.16
三重	B	鉄鋼	無	公				H10.12.15
大阪	A	鉄鋼	改	協	1,120	1,185	65	R7.12.1
兵庫	B	鉄鋼	改	協	1,116	1,180	64	R7.12.1
和歌山	B	鉄鋼	改	協	1,103	1,170	67	R7.12.30
島根	B	鉄鋼	改	公	1,092	1,163	71	R7.12.13
岡山	B	鉄鋼	改	協	1,102	1,166	64	R7.12.27
広島	B	鉄鋼	改	協	1,114	1,179	65	R7.12.31
山口	B	鉄鋼・非鉄金属	改	協	1,116	1,180	64	R7.12.15
福岡	B	鉄鋼	改	協	1,106	1,176	70	R7.12.10
大分	C	鉄鋼	改	協	1,106	1,176	70	R7.12.25

18

1,178

平均 65.444444

中央値 65

令和7年度 特定最低賃金改正状況（機械関係）

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
山形	C	一般機械	改	公	1,012	1,070	58	R7. 12. 23
茨城	B	一般機械	改	協	1,055	1,105	50	R8. 3. 1
栃木	B	一般機械	改	公	1,055	1,070	15	R7. 12. 31
群馬	B	一般機械	改	公	1,056	1,120	64	R8. 1. 1
千葉	A	一般機械	改	公				H30. 12. 25
東京	A	一般機械	改	協				H22. 12. 31
神奈川	A	一般機械①	無	公				H25. 3. 1
神奈川	A	ボイラ・原動機、一般産業用機械	無	公				H25. 3. 1
富山	B	一般機械・輸送機械	改	協				R6. 12. 27
石川	B	金属製品・一般機械・電気機器	改	公	1,040	1,090	50	R7. 12. 31
福井	B	一般機械	改	協				R5. 12. 24
長野	B	一般機械・輸送機械	改	公	1,043	1,105	62	R7. 12. 28
静岡	B	一般機械・輸送機械	改	協	1,073	1,133	60	R7. 12. 21
愛知	A	一般機械	改	協				R3. 12. 16
三重	B	一般機械	無					H15. 12. 15
滋賀	B	一般機械	改	公	1,060	1,114	54	R7. 12. 28
京都	B	一般機械	無					H20. 12. 21
大阪	A	一般機械・輸送機械	改	協	1,127	1,197	70	R7. 12. 1
兵庫	B	一般機械	改	協	1,087	1,150	63	R7. 12. 1
奈良	B	一般機械	改	協				R3. 12. 29
島根	B	一般機械	改	公	1,068	1,134	66	R7. 12. 19
岡山	B	一般機械	改	公	1,054	1,103	49	R8. 1. 17
広島	B	一般機械	改	公				R6. 12. 31
徳島	B	一般機械	改	公	1,070	1,134	64	R8. 1. 1
香川	B	一般機械	改	公	1,092	1,158	66	R7. 12. 15
愛媛	B	一般機械	改	協	1,049	1,114	65	R7. 12. 25
佐賀	C	一般機械	改	公				R6. 12. 20
長崎	C	一般機械	改	協				R1. 12. 7

15

856

平均 57.066667

中央値 62

令和 7 年度 特定最低賃金改正状況（電気関係）

1月30日

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
北海道	B	電気機械	改	協	1,049	1,116	67	R7.12.1
青森	C	電気機械	改	公	968	1,045	77	R7.12.21
岩手	C	電気機械	改	公	975	1,039	64	R8.1.15
宮城	B	電気機械	改	公	1,012	1,077	65	R7.12.15
秋田	C	電気機械	改	協	958	1,032	74	R8.3.31
山形	C	電気機械	改	公	996	1,055	59	R7.12.23
福島	B	電気機械	改	公				R4.12.30
茨城	B	電気・精密機械	改	協	1,052	1,115	63	R8.3.19
栃木	B	電気機械	改	協	1,056	1,105	49	R7.12.31
群馬	B	電気機械	改	公	1,056	1,120	64	R8.1.1
埼玉	A	電気機械	改	協	1,105	1,168	63	R7.12.1
千葉	A	電気機械	改	協	1,105	1,169	64	R7.12.25
東京	A	電気機械①	無					H22.12.31
東京	A	電気、情報通信機械器具	無	協				H22.12.31
神奈川	A	電気機械①	無					H27.3.1
神奈川	A	電子部品、デバイス	無	協				H27.3.1
新潟	B	電気機械	改	協				R5.12.27
富山	B	電気機械	改	協				R6.12.26
石川	B	電気機械	改	協	1,008	1,064	56	R7.12.31
福井	B	電気機械	改	協				R1.12.24
山梨	B	電気機械	改	公	1,047	1,100	53	R8.2.15
長野	B	精密機械・電気機械	改	公	1,032	1,095	63	R8.1.1
岐阜	B	電気機械	改	協				R5.12.21
静岡	B	電気機械	改	協				R6.12.21
愛知	A	電気機械	改	協				H30.12.16
三重	B	電気機械	改	協				R6.12.21
滋賀	B	精密機械・電気機械	改	協	1,050	1,105	55	R7.12.28
京都	B	電気機械	改	協	1,074	1,136	62	R8.1.24
大阪	A	電気機械	改	協	1,127	1,197	70	R7.12.4
兵庫	B	電気機械	改	協	1,053	1,117	64	R7.12.1
奈良	B	電気機械	改	協				R3.12.29
鳥取	C	電気機械	改	協				R6.12.19
島根	B	電気機械	改	公	987	1,058	71	R7.12.14
岡山	B	電気機械	改	公	1,025	1,090	65	R8.1.4
広島	B	電気機械	改	協	1,045	1,110	65	R7.12.31
山口	B	電気機械	改	協				R6.12.15
徳島	B	電気機械	改	公	1,083	1,105	22	R8.1.1
香川	B	電気機械	改	公	1,030	1,090	60	R7.12.28
愛媛	B	電気機械	改	協	1,038	1,107	69	R7.12.25
高知	C	電気機械	改	公				R1.12.29
福岡	B	電気機械	改	協	1,071	1,137	66	R7.12.10
佐賀	C	電気機械	改	協				R6.12.19
長崎	C	電気機械	改	協				R3.12.29
熊本	C	電気機械	改	協	996	1,063	67	R8.1.1
大分	C	電気機械	改	公	996	1,066	70	R7.12.25
宮崎	C	電気機械	改	公				R3.12.24
鹿児島	C	電気機械	改	協				R3.12.17

27

1,687

平均 62.48148148

中央値 64

令和 7 年度 特定最低賃金改正状況（輸送関係）

都道府県名	ランク	業種	申出	申出 ケース	改定前 時間額	改定後 時間額	引上額	改正発効 年月日
北海道	B	船舶製造	改	協	1,040	1,105	65	R7.12.1
秋田	C	輸送機械	改	協	1,020	1,060	40	R8.3.31
山形	C	輸送機械	改	公	1,012	1,070	58	R7.12.23
福島	B	輸送機械	改	協				R6.12.21
栃木	B	輸送機械	改	協	1,064	1,114	50	R7.12.31
群馬	B	輸送機械	改	公	1,056	1,120	64	R8.1.1
埼玉	A	輸送機械	改	協	1,102	1,165	63	R7.12.1
東京	A	輸送機械	改	協				H24.2.18
神奈川	A	自動車製造①	無	公				H25.3.1
神奈川	A	自動車・同附属品	無	協				H23.12.21
富山	B	一般機械・輸送機械	改	協				R6.12.27
石川	B	輸送機械	改	協	1,040	1,090	50	R7.12.31
山梨	B	輸送機械	改	協	1,029	1,089	60	R8.3.1
長野	B	一般機械・輸送機械	改	公	1,043	1,105	62	R7.12.28
岐阜	B	輸送機械（自）	改	協	1,057	1,117	60	R7.12.21
岐阜	B	輸送機械（航）	改	協				R6.12.21
静岡	B	一般機械・輸送機械	改	協	1,073	1,133	60	R7.12.21
愛知	A	輸送機械	改	協	1,081	1,146	65	R7.12.16
三重	B	輸送機械	改	協	1,047	1,111	64	R7.12.21
滋賀	B	輸送機械	改	公	1,062	1,115	53	R7.12.28
京都	B	輸送機械	改	協				R7.1.19
大阪	A	一般機械・輸送機械	改	協	1,127	1,197	70	R7.12.1
大阪	A	輸送機械（自）	改	協	1,119	1,194	75	R7.12.1
兵庫	B	輸送機械	改	協	1,126	1,188	62	R7.12.1
島根	B	輸送機械	改	公	1,028	1,094	66	R7.12.28
岡山	B	輸送機械（自）	改	公	1,039	1,083	44	R8.1.21
岡山	B	輸送機械（船）	改	協	1,094	1,159	65	R8.1.1
広島	B	輸送機械（自）	改	協	1,048	1,105	57	R7.12.31
広島	B	輸送機械（船）	改	公				R7.2.21
山口	B	輸送機械	改	協	1,088	1,141	53	R7.12.15
香川	B	輸送機械（船）	改	公	1,093	1,159	66	R7.12.28
愛媛	B	輸送機械（船）	改	公	1,070	1,136	66	R7.12.25
福岡	B	輸送機械	改	協	1,081	1,147	66	R7.12.10
長崎	C	輸送機械（船）	改	公				R1.11.29
熊本	C	輸送機械	改	協	1,019	1,074	55	R8.1.1
大分	C	輸送機械（自・船）	改	協	997	1,055	58	R7.12.25

27

1,617

平均 59.888889

中央値 62

令和8年度地域別最低賃金時間額状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 時間額	当年度最低賃金額 時間額	引上げ額 時間額	効力発生日
B	北海道	1,075	1,131	56	令和8年10月1日
C	青 森	1,029	1,090	61	令和8年10月29日
C	岩 手	1,031	1,090	59	令和8年12月1日
B	宮 城	1,038	1,098	60	令和8年10月1日
C	秋 田	1,031	1,090	59	令和8年10月14日
C	山 形	1,032	1,092	60	令和8年10月30日
B	福 島	1,033	1,094	61	令和8年10月16日
B	茨 城	1,074	1,136	62	令和8年10月18日
B	栃 木	1,068	1,125	57	令和8年10月1日
B	群 馬	1,063	1,120	57	令和8年10月3日
A	埼 玉	1,141	1,196	55	令和8年10月1日
A	千 葉	1,140	1,195	55	令和8年10月1日
A	東 京	1,226	1,280	54	令和8年10月1日
A	神奈川	1,225	1,279	54	令和8年10月1日
B	新 潟	1,050	1,108	58	令和8年10月1日
B	富 山	1,062	1,119	57	令和8年10月1日
B	石 川	1,054	1,113	59	令和8年10月3日
B	福 井	1,053	1,112	59	令和8年10月4日
B	山 梨	1,052	1,113	61	令和8年11月1日
B	長 野	1,061	1,117	56	令和8年10月2日
B	岐 阜	1,065	1,121	56	令和8年10月1日
B	静 岡	1,097	1,154	57	令和8年10月15日
A	愛 知	1,140	1,195	55	令和8年10月1日
B	三 重	1,087	1,143	56	令和8年10月1日
B	滋 賀	1,080	1,136	56	令和8年10月3日
B	京 都	1,122	1,180	58	令和8年11月16日
A	大 阪	1,177	1,231	54	令和8年10月1日
B	兵 庫	1,116	1,172	56	令和8年10月1日
B	奈 良	1,051	1,107	56	令和8年10月4日
B	和歌山	1,045	1,101	56	令和8年10月3日
C	鳥 取	1,030	1,090	60	令和8年10月3日
B	島 根	1,033	1,092	59	令和8年10月10日
B	岡 山	1,047	1,104	57	令和8年10月2日
B	広 島	1,085	1,141	56	令和8年10月11日
B	山 口	1,043	1,101	58	令和8年10月8日
B	徳 島	1,046	1,103	57	令和8年11月1日
B	香 川	1,036	1,092	56	令和8年10月1日
B	愛 媛	1,033	1,093	60	令和8年11月1日
C	高 知	1,023	1,086	63	令和8年10月29日
B	福 岡	1,057	1,114	57	令和8年10月4日
C	佐 賀	1,030	1,095	65	令和8年11月15日
C	長 崎	1,031	1,087	56	令和8年11月2日
C	熊 本	1,034	1,092	58	令和8年12月1日
C	大 分	1,035	1,096	61	令和8年11月1日
C	宮 崎	1,023	1,085	62	令和8年10月24日
C	鹿児島	1,026	1,090	64	令和8年10月25日
C	沖 縄	1,023	1,086	63	令和8年12月2日
全国加重平均		1,121	1,177	56	-

群馬労働局賃金室作成